
平川市 新本庁舎建設基本計画

平成29年3月



平川市新本庁舎建設基本計画

目次

はじめに	1
------	---

第1章 庁舎現況と問題点

a 現況について	2
b 現在の問題点	3

第2章 これまでの経緯

a これまでの経緯と議論	6
b 本庁舎方式の採用と支所	8
c 敷地、規模について	8

第3章 庁舎の必要な機能

a 基本理念と建設方針	10
-------------	----

第4章 庁舎に必要な規模計画

a 規模の検討	23
---------	----

第5章 庁舎の整備計画

a 敷地計画	28
b 配置計画	30
c 土地利用計画	31
d 平面・ゾーニング計画	33
e デザイン計画	34
f 構造計画	35
g 建築設備計画	37

第6章 庁舎の運用管理計画

a	効率的な運用管理の必要性	38
b	適切な運用管理に向けた方策	38

第7章 事業計画

a	事業手法の検討	40
b	設計者の選定方法	41
c	概算事業費及び財源	42
d	事業スケジュール	44

添付資料

1. 基本方針
2. 建設場所、敷地内段差、建設規模
3. 駐車場規模の想定
4. 旧平川診療所の杭配置

はじめに

現在の平川市役所本庁舎は昭和54年に建設され、施設の老朽化が進んでおり、耐震性と機能性において問題が生じています。平成13年度に実施した耐震診断では、耐震強度等が不足しており「耐震補強対策が必要」と診断されております。また機能性においても、バリアフリー対応への限界、会議室の不足、セキュリティ機能欠陥、執務室の狭隘化、縦割りの窓口並びに各課が独立した執務空間による部門横断阻害や職員の連帯意識の希薄化など様々な問題を抱えています。

さらに、平成18年の町村合併に伴い、本庁舎、尾上分庁舎・尾上総合支所、碓ヶ関総合支所、葛川支所、健康センター、文化センター及び平賀運動施設で行政サービスを行ってきましたが、窓口や組織の分散化により、市民の利便性・事務処理の効率性の低下を招いています。

このような状況の解決は、本市にとって長年の懸案事項であり、これらの問題を解決するため、新庁舎の建設に向けて検討を重ね、平成26年8月に「新本庁舎建設基本方針」を、平成28年11月に「建設場所及び敷地内段差の扱い並びに建設規模について」を策定いたしました。

本計画は、これまでの新庁舎建設をめぐる検討状況や基本方針をもとに、新庁舎に期待される役割や本市が目指す庁舎像を明らかにするとともに、新庁舎建設にあたっての基本的な考え方を示すものであり、今後設計を進める上で詳細な検討を行う際の指針となるものです。

今後は、この計画を踏まえ、市民の皆様に親しまれ、安全で利用しやすい庁舎となるよう、平成32年度完成を目指して新庁舎建設事業を進めてまいります。

第1章 庁舎現況と問題点

a. 現況について

(1) 現在の概要

現在、本庁舎の施設規模では全ての市行政の機能を集約することが困難なため、本庁舎、尾上分庁舎・尾上総合支所、碓ヶ関総合支所、葛川支所、健康センター、文化センター及び平賀運動施設と複数の庁舎に分散して行政を運営しています。

各庁舎の施設概要

(平成28年12月)

		建築年数	経過年数	構造	階数	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
本庁舎	本庁舎	S54. 8. 22	37年	鉄筋コンクリート造	5階建	957.57	5,048.41
	公用舎車庫	H1. 3. 20	27年	鉄骨造	2階建	480.60	847.80
健康センター	健康センター	H11. 3. 20	17年	鉄筋コンクリート造	1階建	2,895.40	2,895.40
	公用車庫	H10. 12. 10	18年	鉄骨造	1階建	515.55	515.55
尾上分庁舎・尾上総合支所	分庁舎・総合支所	H10. 10. 30	18年	鉄筋コンクリート造	地下1階	1,170.00	3,300.00
	地上3階						
	生涯学習センター					804.00	2,744.00
	公用車庫	H10. 12. 28	18年	鉄骨造	1階建	344.31	344.31
	バス車庫	H4. 1. 24	25年	鉄骨造	1階建	163.80	163.80
	造林車庫兼倉庫	H14. 9. 20	14年	木造	1階建	49.77	49.77
碓ヶ関総合支所	総合支所	S50. 11. 20	41年	鉄筋コンクリート造	3階建	731.84	2,178.12
	大型車庫	S50. 11. 21	41年	鉄骨造	1階建	321.30	321.30
	小型車庫	S50. 11. 22	41年	鉄骨造	1階建	206.38	206.38
碓ヶ関公民館	碓ヶ関公民館	S56. 10. 31	35年	鉄筋コンクリート造	3階建	940.43	2,207.89
東部地区	葛川支所	H1. 11. 30	27年	木造	2階建	352.24	414.76
	公用車庫	H6. 1. 1	23年	木造	1階建	85.80	85.80

※碓ヶ関総合支所は碓ヶ関公民館に平成31年移転予定

b. 現在の問題点

(1) 耐震性の不備

本庁舎は、旧耐震基準（昭和56年5月以前に建築確認を受けた建物に適用されている建築基準法の基準）で建築されたため、直下型地震の際には倒壊の危険性があります。

平成13年度に実施した耐震診断では、構造耐震指標（ I_s 値）は縦方向1階から5階で0.58～1.57、横方向1階から5階で0.58～1.28となり、1階～4階において構造耐震判定指標（ I_{so} 値）0.81を

下回っており、防災庁舎として必要とされる安全を満たしていないと判定され危険性が高い状況です。

多くの市民が訪れる市役所庁舎には市民に密接に関わる多くの行政機能を配置しているほか、膨大かつ広範囲にわたる行政文書、電子情報を保存、管理しています。

また、大地震等の災害発生時には市民の安全・安心を確保するための災害活動拠点としての機能を果たす必要があるため、早急に対策を講じる必要があります。

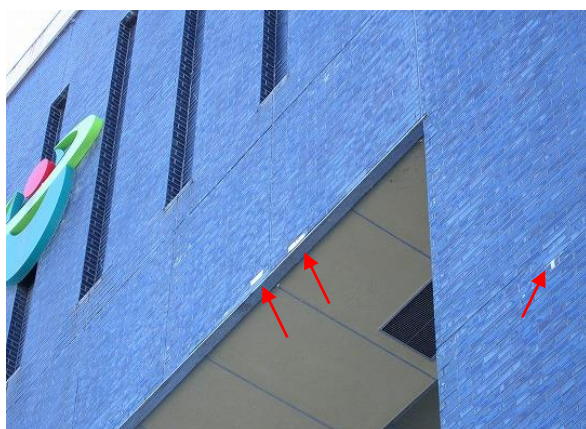
(2) 施設・設備の老朽化

現本庁舎は、昭和54年に建築されたもので建築後37年が経過しています。耐震強度不足に加えて、給排水や暖房、トイレ等の衛生設備の老朽化が著しく、施設の維持に毎年多額の費用が必要となっています。

断熱性能が低いため、冷暖房のエネルギー効率も悪く、今後老朽化が進むことで光熱水費等のさらなる増大が懸念されます。



平川市役所 本庁舎



外壁タイルのはがれが随所に見られる



天井の雨漏りの跡

(3) 市民サービス窓口の機能低下

現本庁舎は、各種受付窓口の待合スペース、通路などが狭く、さまざまな用件で来庁された方々の動線が交錯するなど、訪れる市民のためのスペースとして庁舎全体が機能していない状況にあります。

また、受付や相談窓口でのプライバシー確保のための機能が低いうえ、相談室が無いため、市民の皆さんの用件、要望を伺い、相談内容に適切に対応していくための環境が整っていません。

町村合併、委譲事務等の増大により各課等の執務室が手狭となり、本庁舎内だけでは市民や各種団体との協議、打合せなどに必要な会議室が確保できず、倉庫、書庫等も敷地外の多くの箇所に分散しているなど、市民の利便性と迅速な行政サービスを阻害する要因になっています。



十分な受付スペースが確保できない窓口



プライバシー確保への対応が困難な窓口

(4) バリアフリーへの対応不足

現在の本庁舎は、駐車場から建物内に至るまで段差も多く、市民の利用頻度が高い窓口利用に対して不便をおかけしています。

また、エレベータは設置されていますが、狭いため救急患者搬送の際には、階段を利用する必要があります。

多くの方が利用する公共施設には高齢者や障がいのある方、乳幼児を同伴した方に配慮した構造や設備等が必要不可欠ですが、古い基準で建設された庁舎のため、バリアフリーに関する基準に対応しきれていません。



バリアフリーへの対応が困難な
正面玄関

(5) 災害対策拠点としての機能不足

本庁舎は、災害発生時に災害対策拠点として指揮、情報伝達、災害応急対応活動等の機能とともに、行政機能を維持する必要がありますが、耐震性の問題から庁舎自体が被災する可能性があります。

現在の建物は災害時の復旧活動や行政機能維持のための給排水の確保、備蓄倉庫のスペースなど、災害拠点施設としての対応が十分ではありません。

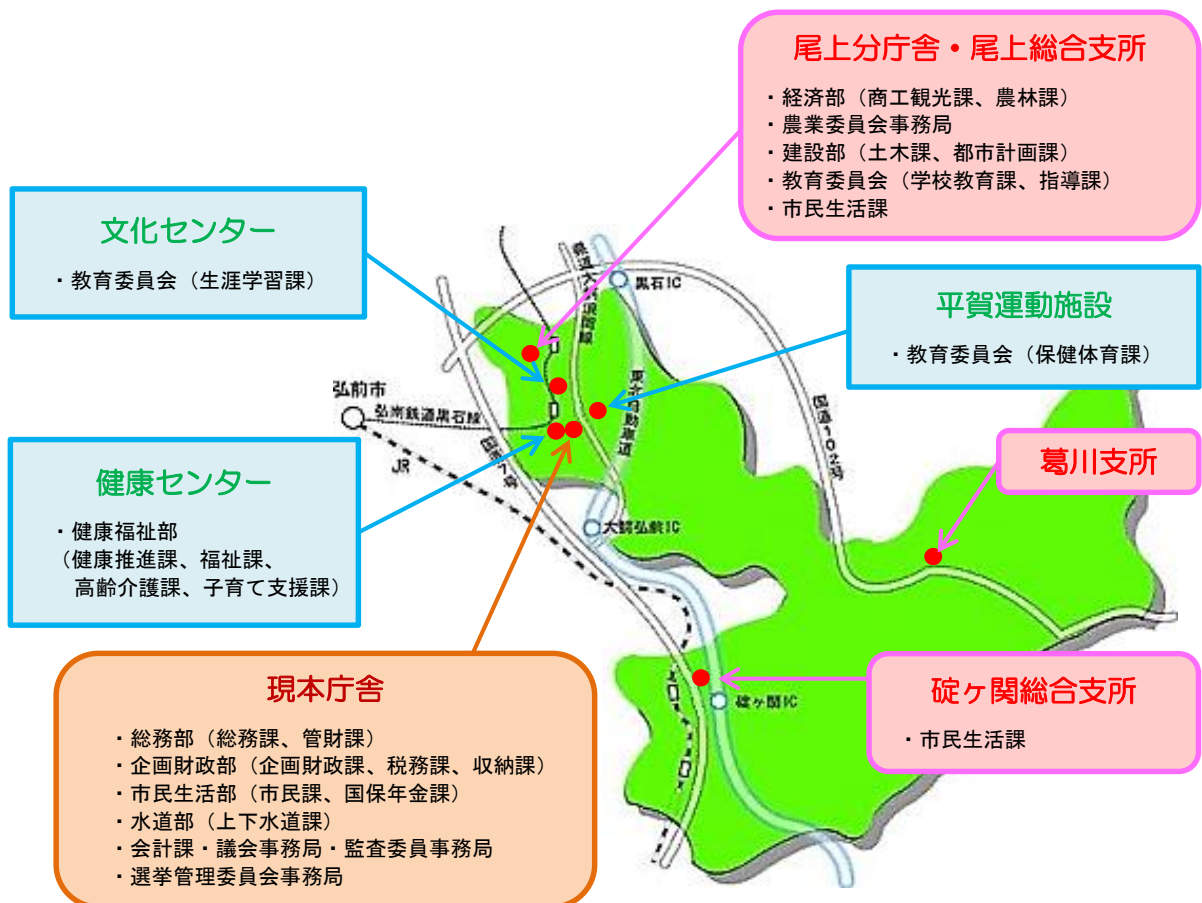
(6) 分庁舎方式による市民の利便性の低下

現在、本庁舎の施設規模では全ての市行政の機能を集約することが困難なため、本庁舎、尾上分庁舎・尾上総合支所、碓ヶ関総合支所、葛川支所、健康センター、文化センター及び平賀運動施設と複数の庁舎に分散して市民サービスを提供しております。

各庁舎では、電算処理システムや通信ネットワークの整備により主な窓口サービスの手続きが可能となっているものの、専門性の高い手続きや複雑な事務処理については直接の担当課でないと対応できない場合があります、市民にご不便をおかけしています。

執務においても市役所内部での会議等、複数の部署の職員が一堂に会しての協議や書類送付のために職員の移動が必要で、時間的喪失は本庁舎と尾上分庁舎間だけで、年間1,150時間^{*1}となっており、大きなロスが発生していると言えます。

本庁舎機能の分散状況



※1 分庁舎方式における庁舎間の移動にかかる損失時間を把握するため、平成25年度に尾上分庁舎職員を対象に、会議・打合せ等のため本庁舎と尾上分庁舎を移動した回数や用務等の実態を調査した結果である。

第2章 これまでの経緯

a. これまでの経緯と議論

平成13年に平賀町役場庁舎耐震診断を行った結果、耐震補強が必要な建物と診断されて耐震改修基本設計まで進んでおりましたが、3町村合併により、耐震改修については検討課題として位置付けておりました。

平成23年の東日本大震災を機に平成24年1月から「平川市本庁舎耐震対策庁舎内検討委員会」で「耐震改修または建替え」の検討をし、「建替えが望ましい」との結果報告に至りました。

更に、平成25年5月から庁内の「平川市本庁舎建設庁内検討委員会」において、建替えにかかる方針の協議検討を進め、平成26年8月に「平川市新本庁舎建設基本方針」を策定し、公表しました。

その後、平成26年10月から市民有識者による「平川市支所のあり方検討委員会」が3回開催され、平成27年2月に「尾上分庁舎機能を本庁舎へ移転し、碓ヶ関総合支所を碓ヶ関公民館へ移転し、葛川支所は現状維持する」ことが「支所のあり方に関する検討報告書」により報告されました。

平成27年7月からは、市民有識者による「平川市本庁舎建設委員会」および市議会の「市議会庁舎建設委員会」において、それぞれ協議し、建設場所を「現在の本庁舎敷地及び旧平川診療所敷地」と決定し、平成28年11月に「建設場所及び敷地内段差の扱い並びに建設規模について」を公表しております。

次表に、これまでの経緯を時系列にまとめたものを掲載します。

平川市役所本庁舎建設に係る協議経過

年 月 日	内 容
昭和50年度	碓ヶ関村役場庁舎完成
昭和54年度	平賀町役場庁舎完成
平成10年度	尾上町役場庁舎完成
平成11年度	平賀町健康センター完成
平成13年度	平賀町役場庁舎耐震診断
平成14年度	平賀町役場庁舎耐震改修基本設計
平成16年11月	合併協議会において「新市の事務所の位置は、現平賀町役場の位置とする」ことと決定した
平成17年 1月	合併協議会において「当分の間、尾上分庁舎を置く」ことと決定した
平成18年 1月	平川市発足。平賀町役場を本庁舎、尾上町役場を分庁舎及び尾上総合支所、碓ヶ関村役場を碓ヶ関総合支所とした
平成23年 3月	東日本大震災により平賀地域で震度4を計測
平成24年 1月	平川市本庁舎耐震対策庁舎内検討委員会（市関係課）により検討開始

平成24年 5月	検討委員会から市長へ「本庁舎の建て替えが望ましい」旨、報告
平成25年 5月	平川市本庁舎建設庁内検討委員会（市関係課）により改築について協議開始
平成26年 8月	「平川市新本庁舎建設基本方針」策定、公表
10月	平川市支所のあり方検討委員会により支所及び尾上分庁舎の扱いについて、市民有識者により検討開始（第1回）
12月	第2回平川市支所のあり方検討委員会
平成27年 2月	第3回平川市支所のあり方検討委員会 平川市支所のあり方検討委員会委員長より「支所のあり方に関する検討報告書」を市長に提出
3月	本庁舎建設事業を新たに登載した「新市建設計画変更について」が3月定例会により可決された
7月	平川市本庁舎建設委員会を設置し、市民有識者により検討開始（第1回）
8月	第2回平川市本庁舎建設委員会（秋田県潟上市役所庁舎視察）
11月	文書量調査等業務契約
平成28年 2月	第3回平川市本庁舎建設委員会
3月	市議会議員による庁舎建設委員会が設置され、検討開始（第1回） 第2回市議会庁舎建設委員会、第3回市議会庁舎建設委員会
4月	第4回市議会庁舎建設委員会、第5回市議会庁舎建設委員会
5月	第6回市議会庁舎建設委員会
6月	旧平川診療所解体工事実施設計業務契約
7月	本庁舎敷地境界確定測量業務契約
9月	第7回市議会庁舎建設委員会
10月	第4回平川市本庁舎建設委員会、第8回市議会庁舎建設委員会
11月	敷地内段差及び建設規模等について決定、公表 ・建設場所は「現在の本庁舎敷地及び旧平川診療所敷地を一体活用」とする ・現本庁舎敷地と旧平川診療所との間の段差は解消しない ・尾上分庁舎機能を移転し、本庁舎方式を採用する。ただし、健康センターは引き続き活用する ・本庁舎の規模は7,200㎡を見込む ・事業費を52億5千万円程度とする 第9回市議会庁舎建設委員会
12月	第10回市議会庁舎建設委員会
平成29年 3月	第11回市議会庁舎建設委員会 第5回平川市本庁舎建設委員会 「平川市新本庁舎建設基本計画」策定、公表

b. 本庁舎方式の採用と支所

尾上分庁舎機能（経済部・農業委員会事務局・建設部・教育委員会事務局）を本庁舎へ移転し、業務を本庁舎へ集約する本庁舎方式を採用します。尾上総合支所、碓ヶ関総合支所、葛川支所、健康センターは次のとおり利活用することを検討します。

（１）尾上総合支所について

尾上分庁舎機能を移転した後の尾上総合支所の利活用については、市民生活に密接に関わる支所機能を維持しつつ、今後の状況変化と地域需要を勘案しながら、人が集い賑わいを生むような施設としての利活用方法を検討します。



尾上分庁舎・尾上総合支所

（２）碓ヶ関総合支所について

碓ヶ関公民館へ碓ヶ関総合支所を移転することとします。

（３）葛川支所について

現状維持とします。

（４）健康センター

健康センターは、引き続き活用し、配置する部署については今後検討します。

ただし、人口減少に伴う職員数の減少を見込み、将来的には、健康センター職員を本庁舎へ移転する計画とします。

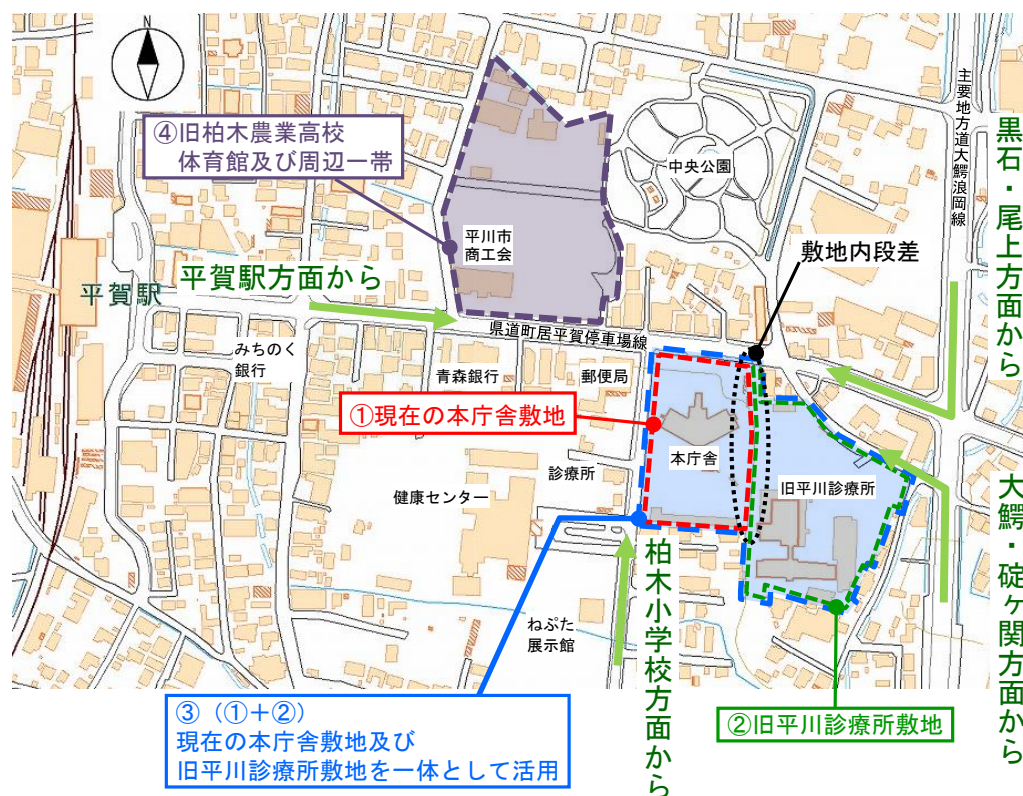
c. 敷地、規模について

本庁舎建設について、市民有識者からなる「平川市本庁舎建設委員会」（４回開催）、更には市議会の「市議会庁舎建設委員会」（８回開催）で議論し、平成２８年１１月に、「建設場所及び敷地内段差の扱い並びに建設規模について」が決定され、公表されました。

（１）建設場所について

新本庁舎の建設位置については、弘南鉄道平賀駅前通りから旧平川診療所敷地の一体の市街地部が最もふさわしいエリアであると判断し、４つの候補地（①現在の本庁舎敷地、②旧平川診療所敷地、③現在の本庁舎敷地及び旧平川診療所敷地を一体として活用（①＋②）、④旧柏木農業高校体育館及び周辺一帯地）の比較検討を行いました。

建設場所の検討（出典：国土地理院ウェブサイト地理院地図を加工）



検討の結果、市有地を最大限有効活用することのできる「③現在の本庁舎敷地及び旧平川診療所敷地を一体として活用(22,905.29 m²)」する候補地を採用することとしました。

(2) 敷地内段差について

現在の本庁舎敷地と旧平川診療所敷地の境にあり、敷地内中央部を縦断する高低差約2.5メートルの敷地内段差については、台風やゲリラ豪雨等による周辺水路等からの溢水^{※1}を考慮すると、避難所や災害対策本部となる新本庁舎を旧平川診療所敷地へ建設することが望ましいこと、段差解消に多額の費用が必要なこと、また敷地内に存在する2本の水路の付け替えにも費用が生じることから、敷地内段差を解消せず建設することといたしました。

※1 溢水(いっすい) : 河川の水があふれ出すこと。

(3) 建設規模について

新本庁舎には、健康センターに配置する部署(職員約30人)及び3支所(尾上、碓ヶ関、葛川)以外の部署が配置される予定であることから、その建設規模は約7,200 m²を見込んでおります。本庁舎建設に係る全体事業費は52億5千万円程度を予定しております。(詳細は「第4章庁舎に必要な規模計画」参照)

第3章 庁舎に必要な機能

a. 基本理念と建設方針

基本方針で定めた事項と現本庁舎の現在の問題点を踏まえて、新本庁舎建設において目指すべき基本理念とそれを実現するための建設方針を次のように設定します。

(1) 基本理念

1) 市民が親しみ、交流し、賑わいが生まれる庁舎

本庁舎は行政経営機能の拠点であるため、市民が親しみ、ふれあうことによって市民と行政が協働で課題に当たることができる空間づくりとする必要があります。市内団体やNPO、市民、行政がお互いに接点を持つことができるよう配慮します。

また、人が交流し行き交うことから生まれる賑わいを創出し、地域経済の活性化に資する庁舎とします。

2) 安心・安全の拠点となる庁舎

地震や風水害などにより市民生活に多大な影響を及ぼす災害が起きたとき、本庁舎は災害情報の収集と提供、救援活動や復旧・復興活動のための拠点とならなければなりません。耐震性はもちろん、あらゆる災害を想定し、電気水道や通信のバックアップ、備蓄機能も備えた計画とするとともに、市民や帰宅困難者の一時避難場所としての活用に配慮します。（市地域防災計画との整合を図ります。）

3) 人と環境に優しい庁舎

高齢者や体の不自由な方でも安心して便利に使うことができるユニバーサルデザイン^{※1}を実現し、人にやさしい庁舎とします。

省エネルギーの推進はもちろん再生可能エネルギーの活用により、環境負荷の低減に配慮し、地域の自然環境にやさしい庁舎を目指します。

※1 ユニバーサルデザイン：年齢、性別、文化や言語の違い、障がいの有無に関わらず利用できる設計（デザイン）。

4) 効率的で機能的な庁舎

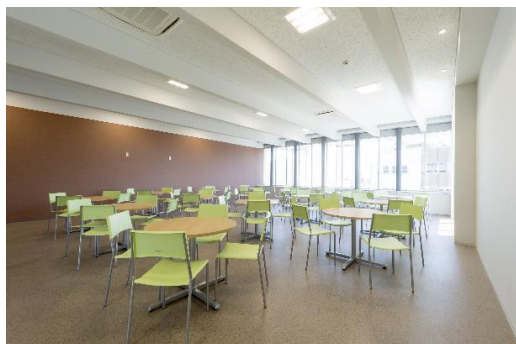
ICT^{※2}技術を活用したシステムを構築し、効率的な行政サービスを提供します。また、市民利用の多い窓口を同一フロアに配置し、スムーズに手続きを済ませる事が出来る窓口サービスの提供を検討します。

※2 ICT：(information and communication technology)の略。コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のこと。

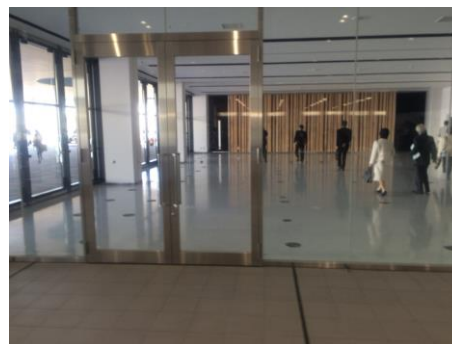
(2) 建設方針

1) 市民ニーズに対応した親しみやすく便利な庁舎

市行政や施策などを身近に感じ、市民と行政が協働で様々な取り組みを進めていくことができるとともに、市民ホールや多目的に利用するスペースの設置を検討します。市民が安らげる空間として日常的に休憩や懇談、展示やイベント、各種情報発信などに利用でき、その他、期日前投票所や税申告会場などの臨時窓口、災害時には一時避難所としても活用できるものとしします。また、公衆無線LANを提供し、市役所に訪れた市民や県内外の旅行者、訪日外国人が平川市の情報を入手することができ、かつ、情報を発信できるものとしします。



市民交流ラウンジ 川崎市幸区役所



市民ホール 北本市役所

2) 防災拠点としての庁舎

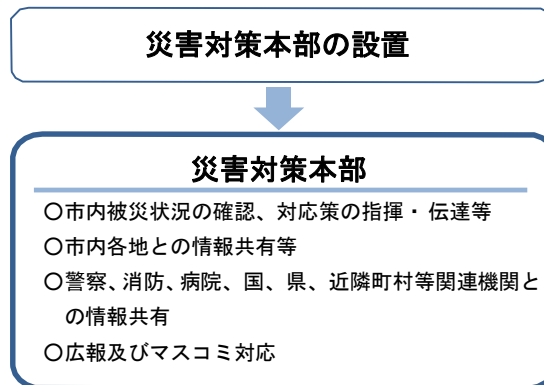
大規模災害等が発生した場合には、救助や復旧に向けた指揮、情報収集が行える施設として十分機能できるような耐震性能を確保し、市民の安全な暮らしを支える防災拠点となる庁舎としします。また、公衆無線LANにより、災害時の安否確認、情報収集、情報発信等ができるものとしします。

【①災害対策本部の設置】

災害発生時に「災害対策本部」等に転用できる会議室または災害対策本部室等との連携が適切に機能するよう、職員の動線、情報の流れ、関係設備の使用などを考慮して危機管理主管部署の隣接配置を検討しします。



青梅市役所 災害対策本部



災害対策本部の機能

【②新庁舎の構造】

庁舎の構造形式は、今後の基本設計で、建設工期や建設費用を考慮しながら大地震後の構造体の補修を最小限とし施設の機能が維持されることを目標として検討します。

【③非常用電源、飲料水の確保】

業務継続計画（BCP）^{※1}に対応するため、電力供給や通信網の複数系統化、非常用電源（72時間以上継続使用できるもの）の確保、給排水設備の耐震性能強化、飲料水等の貯留装置、避雷装置の設置を検討します。

※1 業務継続計画（BCP）： Business Continuity Planning の略。

災害や事故などの予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続できるようにするために、事前策定する行動計画。

【④敷地内活動スペースの確保】

災害発生時に、消防車等の緊急車両が安全に活動できる敷地内スペースを確保します。

【⑤防災システムの活用】

災害時に被災状況を的確に把握し、消防団や関係機関と連携して、速やかに対応できる通信設備を配置します。

○平川市が既に設置（採用）している防災システム

- ・青森県総合防災情報システム
- ・青森県防災情報ネットワーク
- ・全国瞬時警報システム「Jアラート」（国）
- ・緊急情報ネットワーク「EMネット」システム（国）
- ・計測震度計（県）
- ・防災行政無線（市）
- ・消防デジタル無線受信機（市）

3) ユニバーサルデザイン対応の庁舎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）、青森県福祉のまちづくり条例に基づき、年齢や性別、障がいの有無、国籍にかかわらず、全ての来庁者がわかりやすく利用しやすい、ユニバーサルデザインに配慮したつくりとします。

【①わかりやすいサインと誘導設備】

高齢者や障がいのある方、日本語に不慣れな来庁者等、誰にも分かりやすい案内表示サインとします。

玄関ホール内のわかりやすい位置に「総合案内」を設置し、案内・誘導ができるよう配慮します。表示位置や多言語、文字サイズ、色づかいに配慮するとともにピクトグラム^{※1}を用いるなどの工夫を行います。

視覚または聴覚障がいのある方の利用に配慮した触知案内図^{※2}や、音声案内、文字情報端末などの設置について検討します。

※1 ピクトグラム : 一般に「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号(サイン)の一つ。

※2 触知案内図 : 文字(点字)／図形(凹凸を付けて表現)などを使い、視覚障がいの有無に関わらず誰にでもやさしく分かりやすい案内板。



わかりやすいサインの例
成田空港第3ターミナル



わかりやすいサインの例
福島市役所

【②十分な廊下幅の確保】

廊下は、歩行者や車いすの方同士が支障なくすれ違うことの出来る通路幅を確保するとともに、窓口・執務空間の構成がわかりやすい配置となるよう配慮します。

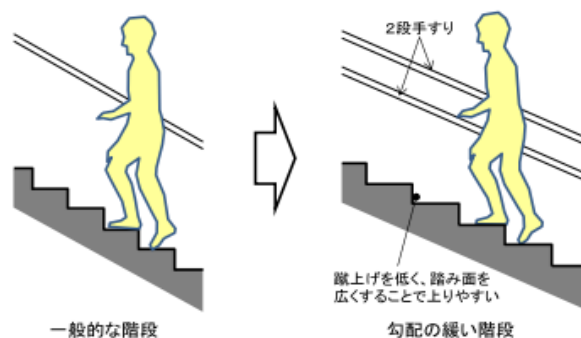
【③段差のないフロアや点字ブロック等の配置】

高齢者や車いす、ベビーカーを利用する来庁者が安全に庁内を移動できるよう、段差を排除したつくりとします。また、視覚に障がいのある方が安全に移動できるように誘導ブロックを適切に配置します。

【④エレベータ及び階段整備】

エレベータや階段は、視認性や動線を考慮したわかりやすい配置とします。

また、エレベータは緊急搬送時、ストレッチャーによる患者輸送ができる広さ、および車いすが回転できる十分な広さを確保します。



上がりやすい階段のイメージ

段差は、歩きやすい高さや幅を確保し、滑りにくい床材を使用します。

階段に設置する手すりはすべての方が利用しやすい二段手すりの採用を検討します。

【⑤利用者へ配慮した駐車スペース等の確保】

入口に近接して、高齢者、車いすを利用している方、妊婦、乳幼児連れの方等が利用できる専用駐車場を設置します。

また、この専用駐車場及び循環バスの停留所から新庁舎正面入口までの歩道には、雨や雪の影響を受けずに庁舎へのアクセスが可能となるアーケードなどの設置を検討します。



車いす利用者用駐車場 北本市役所

【⑥誰もが安心して使用できるトイレ】

車椅子の方やオストメイト^{※1}の方、子ども連れの方などの多様な利用者にとって、使いやすい多目的トイレを設置します。多目的トイレは適切な広さの確保、手すりやオストメイト対応機器、ユニバーサルシート^{※2}やベビーチェアの設置など、利用者の特性や使い方に配慮するとともに、利用しやすい場所に配置します。



多目的トイレ 岡山市役所

※1 オストメイト : 病気や事故のために、手術により人工肛門や人工膀胱(ぼうこう)を備えた方。

※2 ユニバーサルシート : 身障者トイレのための収納式多目的シート。収納式のため車椅子の移動にも邪魔にならず、着替えやおむつ交換、荷物を置きたい時などにも役立つ清潔なスペース。

【⑦子育て世代への配慮】

子育て世代の方に配慮し、用事を済ませる間、子どもを見守るためのキッズスペースや授乳室を配置します。



キッズスペース 宮若市役所



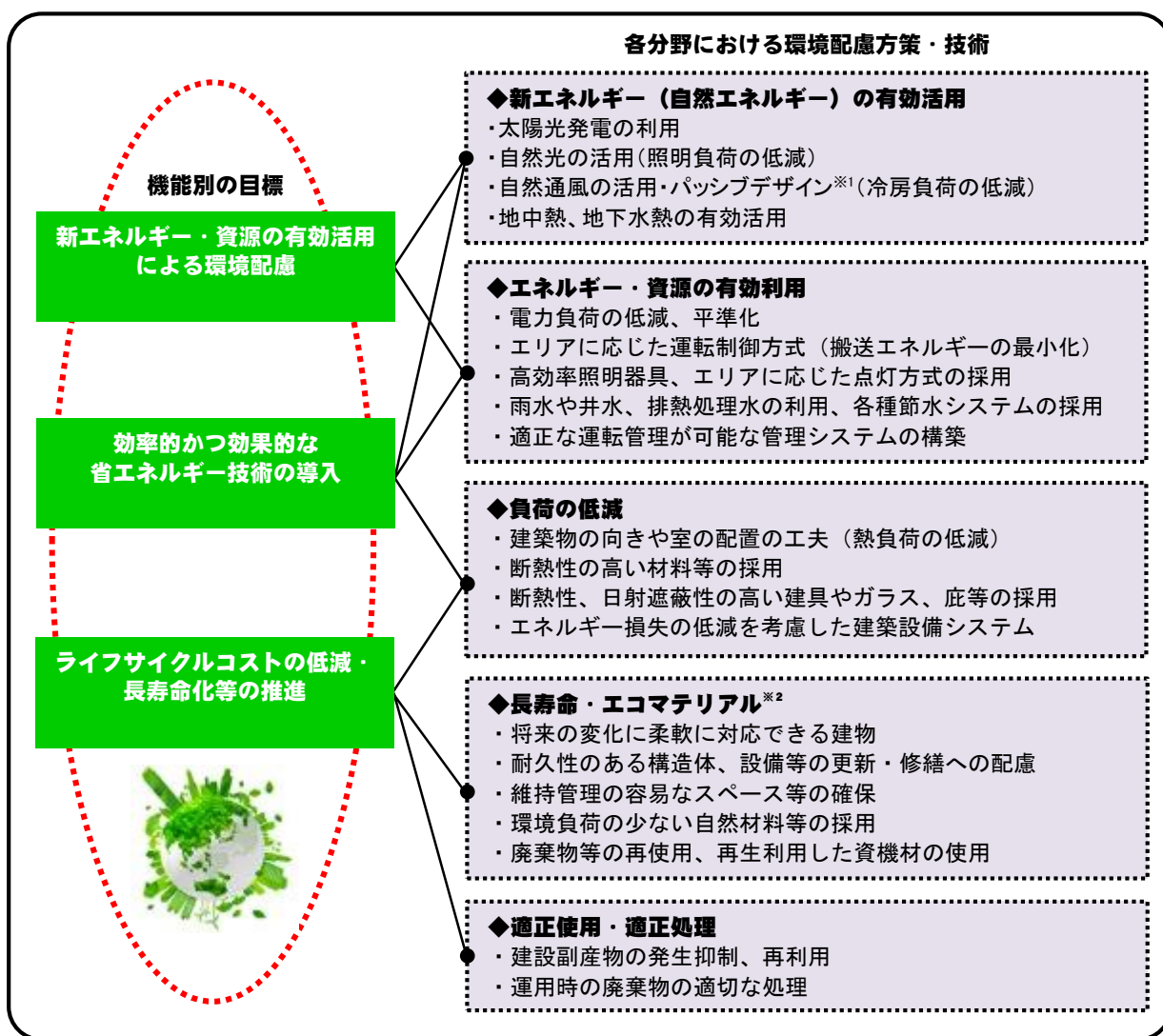
授乳室 町田市役所

4) 環境に配慮した庁舎

大規模な建築物は、建設から運用段階に至るまで、環境に対して大きな影響を与えることから、新庁舎の整備に際しては「平川市環境基本計画（平成29年3月策定）」で示された方針を踏まえつつ、地球温暖化の抑制に貢献し、環境負荷の低減に向けた取り組みをライフサイクルコストの視点から検討します。

各種方策や技術の導入にあたっては、国が推進する「官庁施設の環境保全に関する基準」や「環境配慮型官庁施設計画指針」など、次に示す具体的な方策やイメージを参考にしながら、設計段階において整備費用についての検証も行い、可能な限り「自然にやさしい庁舎」を推進します。

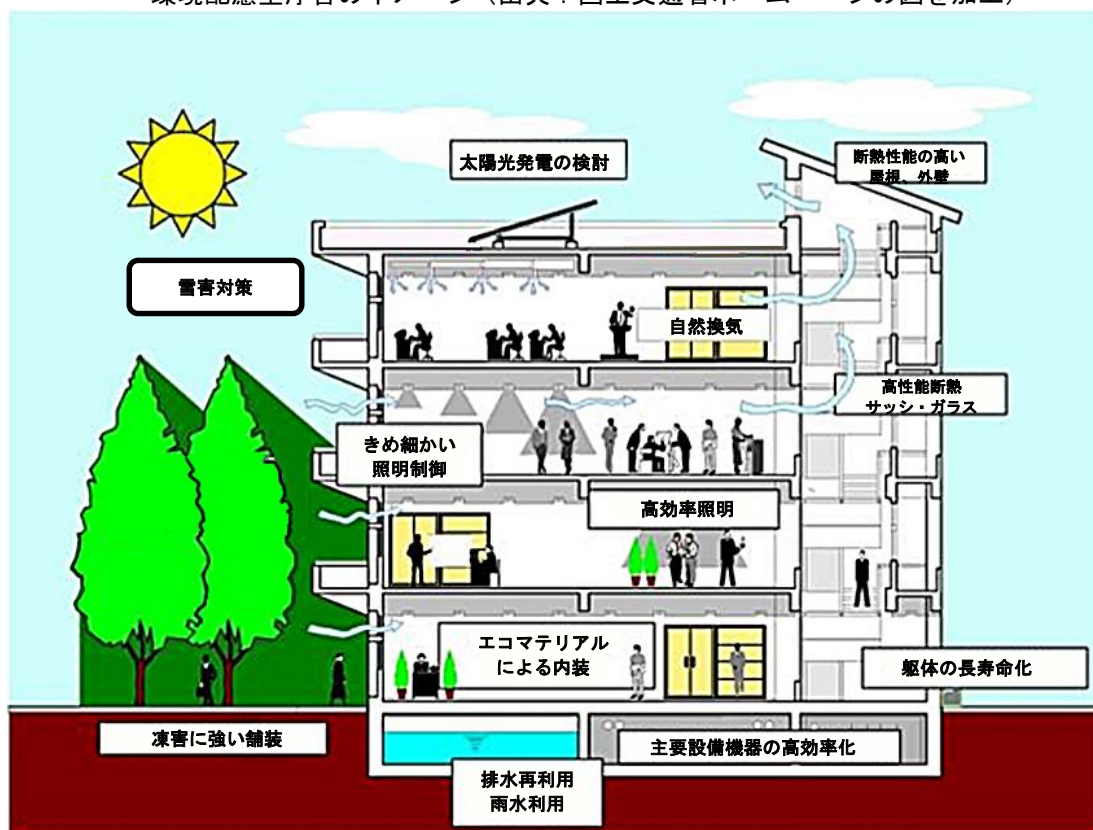
「官庁施設の環境保全性に関する基準」をもとにした各種の環境配慮方策・技術



※1 パッシブデザイン : 特別な設備機器を使わずに、建物の構造や工夫によって快な室内環境を作り出す手法。

※2 エコマテリアル : 製造・使用・廃棄時のすべてにおいて環境負荷の少ない材料のこと。

環境配慮型庁舎のイメージ（出典：国土交通省ホームページの図を加工）



【①再生可能エネルギー等の有効活用】

・太陽光発電等の検討

新本庁舎には、太陽光発電システムを検討します。屋上や壁面に効率よく太陽光パネルを設置し、玄関ホールなどで発電量が変わるモニターなどを設置することにより、エネルギー利用の「見える化」を行います。

また、再生可能エネルギーを利用した屋外照明の設置や導入も検討します。

再生可能エネルギー利用（太陽光・風力）のイメージ



南側外壁に太陽光パネルを設置 北広島市役所



太陽光・風力発電の利用
五所川原市 立佞武多の館

・自然採光・自然通風の確保

本庁舎建物は、平面や断面形状、開口部の検討により、可能な限り自然の採光や通風を確保することに配慮し、できるだけエネルギー負荷を抑える工夫を行います。



自然採光を取り入れた明るい庁舎 町田市役所

・地中熱等の利用

環境にやさしく、地域性も考慮した有効なエネルギーである地中熱を利用し、空調設備への補助熱源や駐車場等の融雪設備への導入を検討します。

・雨水の有効活用

雨水を集水し地下ピット等に蓄え、植栽等への散水や災害時の生活用水などに利用できるよう検討します。

【②環境の保全に配慮した取り組み】

新本庁舎の整備において使用する各種材料については、リサイクル材を積極的に活用し、環境負荷の低減に貢献します。

5) 維持管理費が安価な経済効率の高い庁舎

「公共施設等総合管理計画の策定要請」（総務省）による、「平川市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の長寿命化やライフサイクルコストを考えた仕様の採用、更には計画的な点検・診断等による修繕・更新・予防保全、維持管理費の低減化を図り、庁舎の経済効率をあげていきます。

【①省エネルギー技術の導入と負荷の低減】

・高効率照明などの採用

使用場所に応じて、人感センサーによる照明点灯方式、執務室等の昼光制御システムの導入及び部分消灯が可能な照明計画などにより、照明電力の消費抑制を図ります。また、少ない消費電力で長寿命の高効率照明器具（LED等）を積極的に採用します。

・断熱性の向上

外壁の断熱性の向上や、出入口から室内の空気を逃がさない工夫など、夏季や冬季における室内空調エネルギーの消費量を抑制します。また、夏季の昼間における日射抑制方策なども検討します。

・空調システムの工夫

空調システムの導入に当たっては、熱源システムを検討し、夜間の安価な電力使用と負荷の平準化など、ライフサイクルコストの低減に配慮した取組みを行います。

・エネルギー管理システムの導入

庁舎内のエネルギー使用量が場所ごとに把握でき、各種設備の一元管理が可能なエネルギーマネジメントシステムの導入を検討します。（第6章参照）

また、設備の効率的な運転管理を行うことにより、光熱水費の削減を図ります。

6) 効率的な行政運営の場としての庁舎

急速なICT化の進展により、市民ニーズにも大きな変化をもたらしています。こうした要望について、効果的かつ迅速に質の高いサービスを提供するため高度情報通信社会に対応できるよう施設や設備、環境等を整備します。

また、職員が効率よく快適に業務が行え、円滑なコミュニケーションのものと的確に市民サービスを提供できるよう執務空間等を整備します。

【①情報管理機能】

・ICTの高度化への対応

行政サービスの向上、事務の効率化を推進するため、電子自治体の構築などに対応できる庁舎として整備します。更に、今後の情報通信技術（ICT）の高度化や、それに伴う事務システムの変化にも柔軟に対応できる設備を計画します。

・バックアップ機能

不測の事態に備え、クラウド化^{※1}や電気設備等のバックアップ機能を整備します。

※1 クラウド化 : 企業の情報システムなどで、自社内にコンピュータを設置して運用してきたシステムを、インターネットを通じて外部の事業者のクラウドサービスを利用する形に置き換えること。通信事業者の公衆回線を経由して構築された仮想的な組織内ネットワーク。また、そのようなネットワークを構築できる通信サービス。

・セキュリティ対策

市民の情報を守り、信頼性の高いサービスを提供するため、高度なセキュリティ対策と個人情報の保護対策を確保します。そのために、高度なセキュリティ対策及び耐震対策を講じた電算室を確保します。また、システム保全が災害時においても万全に図られるよう配慮します。

【②行政機能】

・執務空間

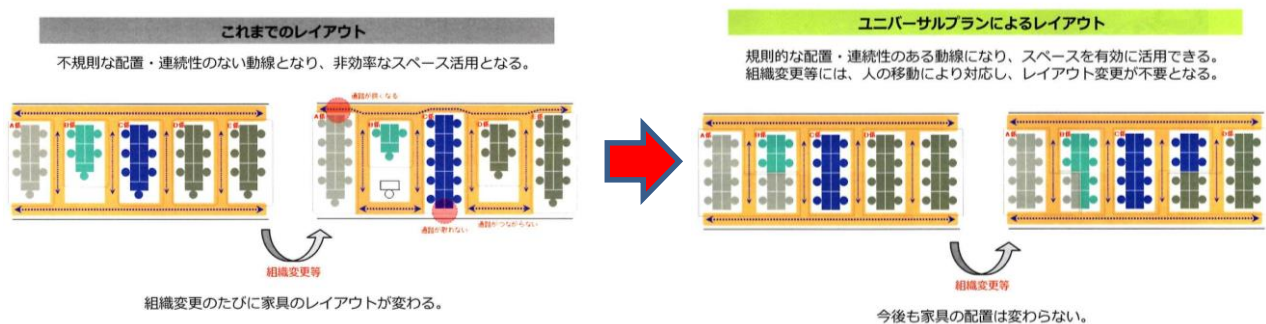
各課の業務特性や、業務上のつながりに配慮した配置や、業務に必要なフロアスペースの確保、円滑なコミュニケーションが図れるレイアウトを検討します。

・ユニバーサルプランの検討

ユニバーサルプラン^{※1}とは、組織変更や人員増減の際にレイアウトを変えることなく、柔軟に対応することができるもので、スペースの有効活用や長期的な経費削減を見込めるため、採用を検討します。

また、通路等の共有スペースと事務スペースを明確にすることでセキュリティを高め、業務や行政サービスに応じて、カウンター形状を工夫します。

※1 ユニバーサルプラン：組織変更があっても、ベースとなるレイアウト変更をせずに「人」「書類」の移動のみで対応可能なワークスペースのことをさします。



ユニバーサルプランのイメージ

・会議室、打ち合わせ空間

執務空間には、日常的に打合せができるスペースを確保するとともに、会議室は利用人数やフロア構成に合わせて部屋数や必要な面積を適正に配置し、会議形態、利用人数に合わせて柔軟に対応できるよう利便性に配慮した計画とします。



通路に設置された打合せスペース 秋田市役所

・書庫・倉庫

文書の電子化や文書保管量のスリム化を推進し、書庫スペースの効率化を図るため、ファイリングシステムの導入を検討します。

また、保管庫等は容易に管理が行えるよう各階または各部署単位で配置することを検討します。

・健康への配慮

来庁者への健康配慮のため、庁舎内は全面禁煙とします。

7) ワンフロアサービスを提供する窓口を備えた庁舎

近年の行政サービスの専門化や細分化、市民ニーズの多様化に伴い、複数の手続きを一箇所で行なうワンストップサービスの提供が難しくなっていることから、市民利用の多い窓口を同一フロアに配置して窓口業務を行うワンフロアサービス^{※1}の採用が多くなってきています。

次の点を考慮して、窓口方式について検討します。

※1 ワンフロアサービス : 業務関連の有無及び来庁者の多い部署を1階に固めた窓口

【①出来るだけ短時間で用事が済む窓口】

来庁者が迷わずスムーズに相談・手続きができるよう、わかりやすい案内表示や総合案内窓口等の設置について検討します。

また、窓口サービスを提供する部署の配置については、市民利用の多い住民票、戸籍、税関係の窓口を中心に、国民健康保険、年金、福祉相談、介護保険、健康、子育てなど、市民生活に密接に関わる窓口や部署を1階にまとめ、高齢者や障がいのある方、乳幼児を連れた方など、来庁者の移動の負担を軽減するための配置とします。



総合案内窓口のイメージ 甲府市役所

そのほか、2種類以上の住民票や戸籍、税諸証明書等を取得する場合には、それぞれの申請書に氏名・住所・生年月日等を記入する必要がありますが、記入を1回で済ませる事ができる仕組みや、1箇所ですべての窓口手続きを済ませる事が出来る窓口方式を検討します。

【②来庁者が安心できる窓口】

プライバシー保護の観点や利便性向上、窓口事務の正確性向上のため、住民票等の交付窓口で個人名を呼び出す方式ではなく、番号札方式等の導入を検討します。

また、プライバシーに深く関わる相談に応じるための個室型窓口や相談室の設置も併せて検討します。



仕切り型 湯上市役所



半個室型 北本市役所



相談室 国見町役場

8) 有効利用できる議会機能を併せ持つ庁舎

活発な議論と円滑な議会運営が図られるように、議場・傍聴席、委員会室、議員控室、議会図書室などを1つのフロアに集約整備し、議会の独立性を保ちつつ、市民に開かれた施設計画を行います。

また、庁舎スペースを有効活用するため、閉会中などは行政事務及び会議等に利用できるよう検討します。

【①機能的な議場の整備・傍聴スペースの設置】

議場や委員会室などの議会関連施設は、その他の部署とは明確なゾーニングを行い、議会の独立性を保持するとともに、本会議や委員会の傍聴機能の充実を図ります。

また、本会議のモニター中継やインターネット配信などが行なえる設備を設置し、市民に開かれた議会を目指します。

【②円滑な議会運営のための関連諸室の整備】

議会関連施設への動線に配慮し、誰もが見やすく、聴きやすく、出入りしやすいユニバーサルデザインに配慮した傍聴席となるようにします。

委員会室等は会議の形態、出席人数にも柔軟に対応でき、多目的利用が可能な構造とします。

議会の機能性及び効率性及びセキュリティを考慮し、議員や出席者、傍聴者との動線に配慮します。

第4章 庁舎に必要な規模計画

a. 規模の検討

(1) 将来の人口

平川市の人口（平成28年12月末現在32,013人）は平成27年に策定した「平川市人口ビジョン」では、本市の将来推計人口が、平成32年で30,357人と減少が予想されています。

(2) 職員数

職員数は、正職員、臨時職員そして委託職員を合わせて278人とし、そこから健康センターへ配置する職員数30人を減じた248人を面積算定基準に用いる職員数とします。

(3) 議員数

平川市議会の議員数は16人とします。

(4) 新本庁舎に配置する部署

行政組織体制について、現時点での組織構成をもとに来庁者の多い窓口や業務関連課・委員会等を考慮し新本庁舎に配置する部署を次のように想定します。

建設部・水道部を健康センターに配置する場合

部・課・事務局名	階配置	
市長室	2階 (又は 3階)	
副市長室		
教育長室		
災害対策本部		
議場・議会事務局		
監査委員事務局		
総務部		総務課 管財課
教育委員会	学校教育課	
	指導課	
	生涯学習課	
	保健体育課	
企画財政部	企画財政課	
企画財政部	税務課	1階
会計課	会計課	
市民生活部	市民課	
	国保年金課	
健康福祉部	健康推進課	
	福祉課	
	高齢介護課	
	子育て支援課	
経済部	農林課	
	商工観光課	
農業委員会事務局		
選挙管理委員会事務局		

経済部・農業委員会事務局を健康センターに配置する場合

部・課・事務局名	階配置	
市長室	2階 (又は 3階)	
副市長室		
教育長室		
災害対策本部		
議場・議会事務局		
監査委員事務局		
総務部		総務課 管財課
教育委員会	学校教育課	
	指導課	
	生涯学習課	
	保健体育課	
企画財政部	企画財政課	
企画財政部	税務課	1階
会計課	会計課	
市民生活部	市民課	
	国保年金課	
健康福祉部	健康推進課	
	福祉課	
	高齢介護課	
	子育て支援課	
建設部・水道部	土木課	
	都市計画課 上下水道課	
選挙管理委員会事務局		

(5) 会議室・書庫の規模算定

平成28年3月の「平川市文書量調査等業務報告書」において、会議室利用実態調査と収納物量調査を実施しており、必要面積や室数を算定しておりますので、その結果を基準とします。

会議室は、Sサイズ（床面積13㎡程度）を5室、Mサイズ（床面積26㎡程度）を4室、Lサイズ（床面積52㎡程度）を1室、LLサイズ（床面積104㎡程度）を1室そして3Lサイズ（床面積156㎡程度）を1室の計12室、480㎡程度を目安として執務室に有効な位置に整備します。

書庫は計655㎡程度を執務室の側や、使いやすい位置に分割整備します。

(6) 庁舎の規模

庁舎規模を算出する総務省「地方債事業費算定基準」（平成23年廃止）、国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」及び他自治体における庁舎建設事例に基づく算定の3例で検討を行います。

①総務省起債許可標準面積算定基準に基づく算定

区分		職員数 (人)	換算率	基準面積	算出面積
a 事務室	特別職	3	20		270.0 m ²
	部長級	8	9		324.0 m ²
	課長級	24	5	4.5	540.0 m ²
	課長補佐級	25	2	㎡/人	225.0 m ²
	係長級	51	2		459.0 m ²
	一般職員	127	1		571.5 m ²
	一般職員（製図者）	10	1.7		76.5 m ²
	小計	248		小計	2,466.0 m ²
b 倉庫	aの面積2,340㎡×13.0%				321.0 m ²
c 会議室	職員数248人×7.0㎡				1,736.0 m ²
d 玄関・廊下等	a～cの面積4,523㎡×40.0%				1,809.2 m ²
e 議会関係	議員定数16人×35.0㎡				560.0 m ²
その他の必要な機能					
d 災害時対策本部としての機能					
災害対策本部室	警察、消防、関連行政等の会議参加者の追加分 10人×7㎡				70.0 m ²
非常用用品倉庫	地震被害想定避難場所生活者約2,000人分の 災害発生から24時間内に必要な物資				200.0 m ²
e 市民との協働・交流拠点としての機能					
市民ホール					170.0 m ²
市民交流スペース					100.0 m ²
計					540.0 m ²
合計					7,432.2 m ²

②国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定

名称	役職	職員数	換算率	換算人員	基準面積	算出面積	その他
事務室	特別職（市長）	1	18.0	18.0		79.2 m ²	基準面積は補正係数1.1を乗算したもの
	特別職、部長	10	10.0	100.0		440.0 m ²	
	課長	24	2.5	60.0	4.4	264.0 m ²	
	補佐・係長	76	1.8	136.8	m ² /人	601.9 m ²	
	一般職員	127	1.0	127.0		558.8 m ²	
	製図者	10	1.7	17.0		74.8 m ²	
	計	248		458.8		2,018.7 m ²	
会議室	災害対策本部室含む					479.7 m ²	文書量調査等業務報告書による
電話交換室	換算人員400~600人の場合：68 m ²					42.2 m ²	
倉庫・書庫						655.4 m ²	文書量調査等業務報告書による
宿直室	1人10 m ²					10.0 m ²	
湯沸室	3階×9.8 m ²					29.4 m ²	
受付	最小6.5 m ²					6.5 m ²	
便所・洗面所	全職員×0.32 m ²		0.32			79.4 m ²	
医務室	職員250人の場合：75 m ²					75.0 m ²	
売店	全職員×0.085 m ²		0.085			21.1 m ²	
食堂・喫茶室	職員250人の場合：118 m ²					118.0 m ²	
小計						3,535.4 m ²	①有効面積
機械室	①有効面積3,000~5,000 m ² ：831 m ² （冷暖房）					831.0 m ²	
電気室	①有効面積3,000~5,000 m ² ：184 m ² （特高受電）					184.0 m ²	
小計						1,015.0 m ²	②
交通部分	(①+②)×35%		35%			1,592.6 m ²	
小計						1,592.6 m ²	③
議会関係	議員定数16人×35.0 m ²					560.0 m ²	④
その他の必要な機能							
災害時対策本部としての機能							
災害対策本部室	警察、消防、関連行政等の会議参加者の追加分10人×7 m ²					70.0 m ²	
非常用用品倉庫	地震被害想定避難場所生活者約2,000人分の災害発生から24時間内に必要な物資					200.0 m ²	
市民との協働・交流拠点としての機能							
市民ホール						170.0 m ²	
市民交流スペース						100.0 m ²	
計						540.0 m ²	⑤
合計（①+②+③+④+⑤）						7,243.0 m ²	

③他自治体における庁舎建設事例に基づく算定

近年、平川市と類似する他自治体の庁舎建設基本計画または基本設計における延べ床面積、職員一人当たりの床面積は、次のとおりです。

市名	類型	想定人口 または 現人口	想定 職員数	総面積	職員一人当たりの の面積 (㎡/人) 小数点2位以下切り捨て	備考
高梁市	I-0	34,977	260	6,461 ㎡	24.8	
宍粟市	I-0	40,945	280	8,500 ㎡	30.3	
阿波市	I-0	39,255	324	9,752 ㎡	30.0	
国東市	I-0	30,000	291	9,000 ㎡	30.9	
伊予市	I-0	38,022	220	6,200 ㎡	28.1	分庁あり
八幡平市	I-0	26,577	265	7,757 ㎡	29.2	
加東市	I-1	40,000	293	9,000 ㎡	30.7	
朝来市	I-1	32,819	237	6,500 ㎡	27.4	
潟上市	I-1	33,227	240	9,219 ㎡	38.4	
熱海市	I-3	39,592	330	8,370 ㎡	25.3	
新宮市	I-3	31,000	258	7,000 ㎡	27.1	
かほく市	I-2	34,659	218	6,711 ㎡	30.7	
雲南市	I-2	40,000	253	6,750 ㎡	26.6	
類団平均		35,467	267	7,786 ㎡	29.2	

	総務省起債許可基準	国交省新営基準	類団事例平均
職員数	248 人	248 人	267 人
延べ床面積	7,432.2 ㎡	7,243.0 ㎡	7,786 ㎡
職員一人当たり延べ床面積	29.9 ㎡/人	29.2 ㎡/人	29.2 ㎡/人
想定する適正規模	<u>職員一人当たり面積29㎡</u> × 248人 ≒ 7,200㎡		

上表の算定比較より、職員一人当たり延べ床面積は29～30㎡であることから29㎡と想定し、想定される職員数で算定した面積約7,200㎡を適正規模として想定します。

(7) 駐車場・駐輪場・車庫等の規模算定

一般車両用駐車スペース、車いす使用者・妊婦等駐車スペース、公用車駐車スペース、駐輪場、職員用駐車スペースを明確に区分し、必要な駐車場の面積を9,225㎡と想定します。(添付資料3参照)

既存公用車車庫は竣工後28年経過しているため、防水や外壁等の改修工事を実施し引続き使用することとします。

本庁舎方式の採用により尾上分庁舎等の車両も本庁舎や健康センターに配置されることになり、開庁までに公用車の削減を進める予定ですが10台程度の公用車車庫の増設が必要となります。

第5章 庁舎の整備計画

a. 敷地計画

(1) 計画地周辺地域の特徴

計画地周辺には文化センター、平賀運動施設、健康センターなどの公共施設のほか交番、郵便局、金融機関、病院・診療所等が配置されています。

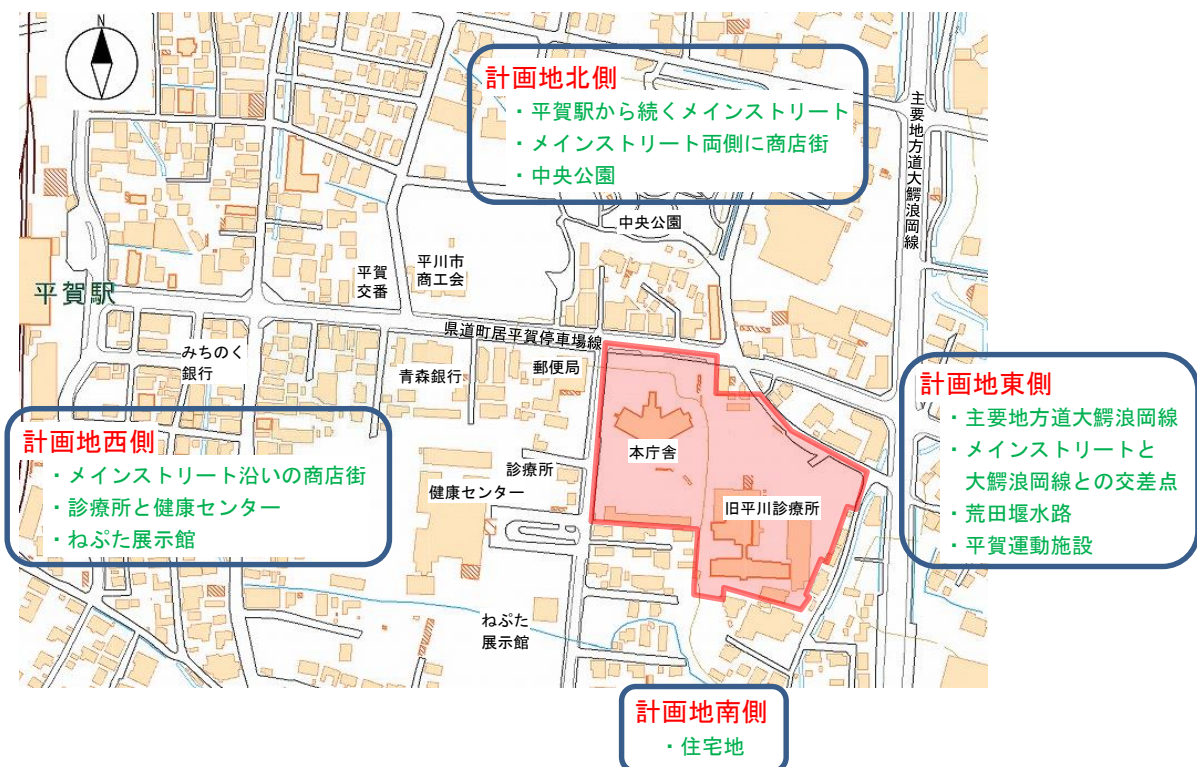
また、平賀駅から東側に延びる駅前通りには数多くの商店街が建ち並んでおり人と人が交流し賑わいが創出される良好な立地条件となっております。

(2) 計画地周辺の交通について

計画地は、弘南鉄道平賀駅と主要地方道大鰐浪岡線を結ぶ県道町居平賀停車場線に面しており、平賀駅を発着点とする4路線の市内循環バスとともに、道路交通ネットワークと公共交通の結節点となっております。

敷地周辺には、公共施設や公園、ねぶた展示館、様々な観光拠点が点在しており、それらの施設との連携に配慮した、わかりやすいアクセス動線を計画する必要があります。

計画地周辺の特徴（出典：国土地理院ウェブサイト地理院地図を加工）



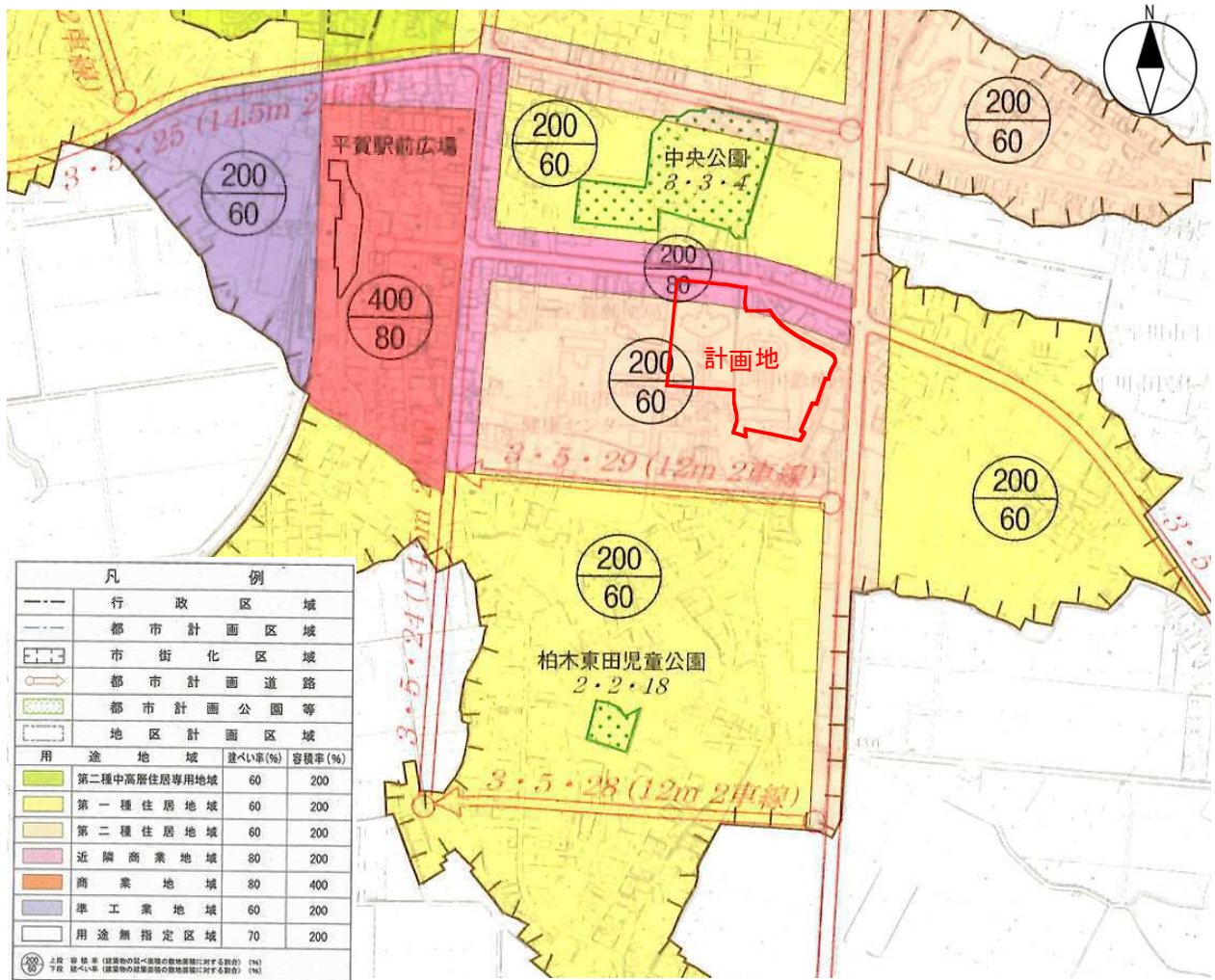
(3) 計画地の法的条件の整理

新本庁舎の建設敷地には、以下のような法的条件があります。

計画地の法的概要

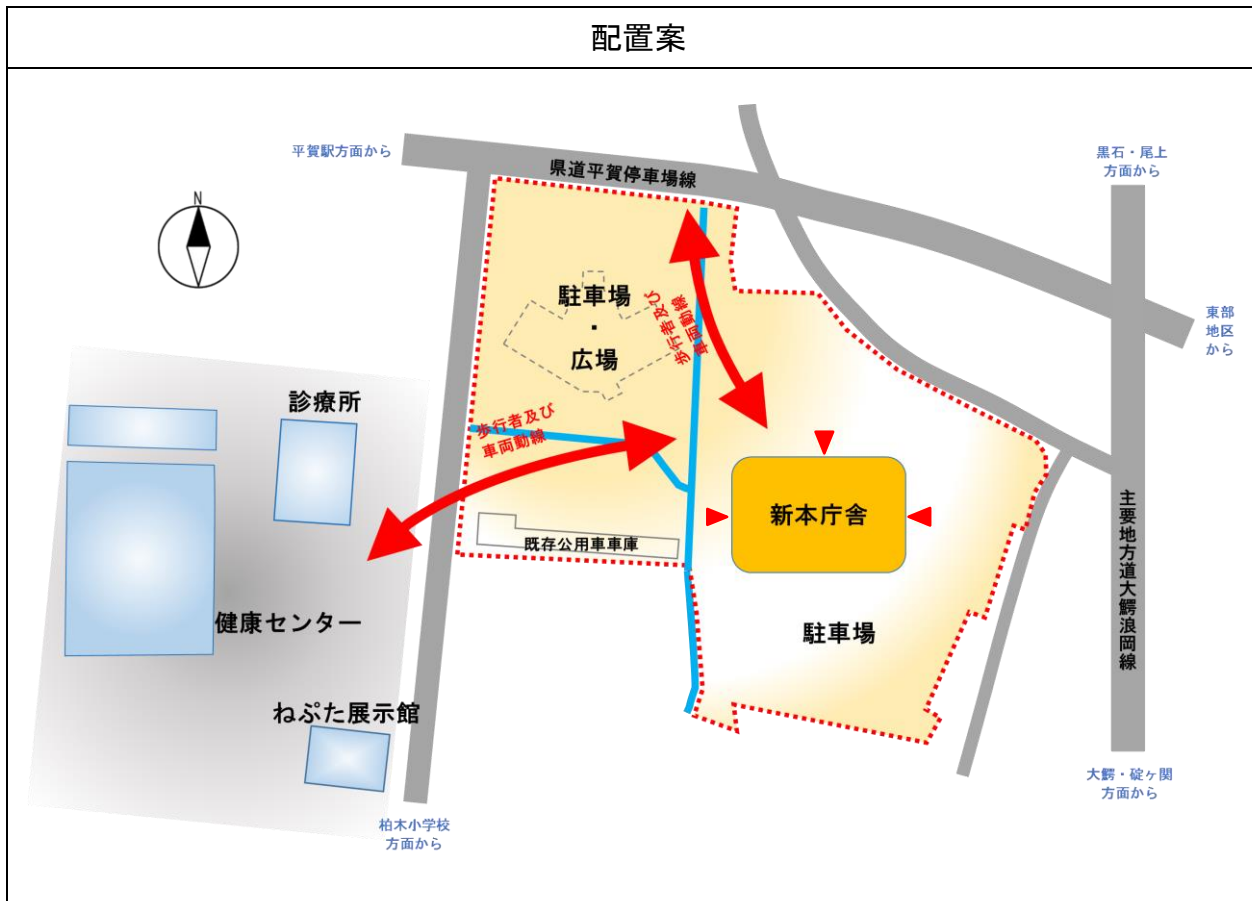
敷地地番	平川市柏木町藤山 25-6、22-2、50-5、47-1、47-3、47-4、平川市本町平野 27-3	
敷地面積	22,905.29 m ²	
用途地域	近隣商業地域、第二種住居地域	
建ぺい率	80%	60%
容積率	200%	200%
防火地域	なし	
日影規制	建築物の高さが10mを超えると検討が必要 規制値の種別；(二) 測定水平面；4m	
斜線制限	道路斜線	1:1.25
	隣地斜線	20+1:1.25
前面道路	北側	幅員 14.5m 県道町居平賀停車場線
	東側	幅員 7.0m 市道本町平野新館線
	西側	幅員 11.5m 市道柏木町藤山2号線

都市計画図



b. 配置計画

土地利用及び庁舎建物の配置については、現本庁舎南側にある既存公用車車庫は残して使用するものとし、台風やゲリラ豪雨等による冠水、浸水対応、来庁者の利便性、健康センターとの連携を考慮し、旧平川診療所を解体撤去した跡地を建設想定エリアとします。



なお、ここに示した配置案は、今後の設計プロポーザルにおいて様々な工夫や技術提案を求める際の基礎資料となるものです。

したがって、新本庁舎建物本体の具体的な配置については、基本設計の段階で、さらに詳細な検討を加えた上で決定していくこととなります。

c. 土地利用計画

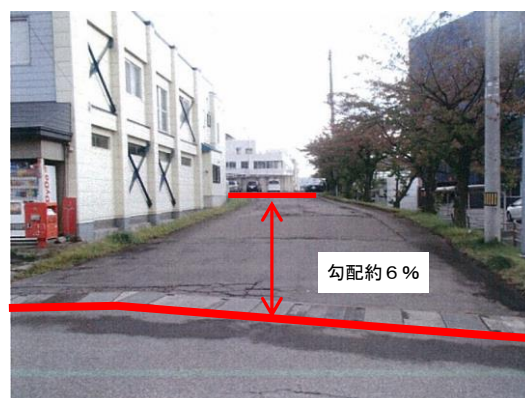
(1) 土地の形状

計画地は現本庁舎敷地と旧平川診療所敷地を一体的に活用し整備を進めることとしますが、敷地内中央部には高低差約2.5メートルの段差と南北に縦断する水路が走っています。

旧平川診療所北側入口の幅員が5m程度と狭く車両の対面通行に支障があるため、進入部分を拡幅改良するなど、スムーズにアクセスするための工夫が必要です。



敷地内中央部段差



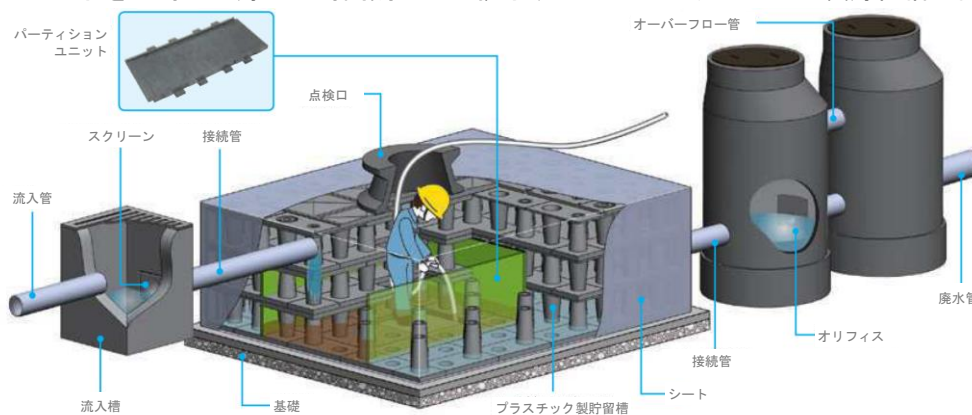
旧平川診療所側の北側出入口

(2) 浸水対応

計画敷地西側は、平成25年9月の台風18号の急激な大雨で冠水をしたことがあるため敷地内排水の貯留について検討します。

敷地内から流れ出る雨水を少なくするために、建物屋上に降った雨水の再利用や地下浸透させる舗装の採用、敷地内の降った雨水を貯留する設備の設置を検討します。

敷地内雨水を一時的に貯めて時間調整して排水するためのプラスチック製貯留槽の例



(3) 敷地内広場と駐車場

新本庁舎完成後、現在の本庁舎は解体します。跡地については、利便性の高く広大な土地であることから、駐車場や広場等として整備することを基本とし、効率的で効果的な活用を図ります。

- ・まちの賑わいと新本庁舎との繋がり、災害時活動、ねぷた祭活用、市民の憩いの場並びに駐車場利用となるものとして整備します。
- ・駐車場の整備に当たっては、高齢者や障がいのある方にも使いやすく、歩行者の安全にも配慮した施設とするとともに、環境にやさしい自動車の普及促進のため電気自動車急速充電設備等を設置することを検討します。また、堆雪場所の確保や効率的な除雪作業が行えるよう配置計画を検討します。
- ・新本庁舎の玄関付近に、平賀駅を起終点とする市内循環バスの停留所を設置し、来庁者への利便性に配慮します。
- ・新本庁舎と健康センターの繋がりを考慮し、西側入口については現本庁舎敷地より出入りできるよう検討します。

(4) 既存杭の取り扱い

旧平川診療所の基礎杭（添付資料4参照）は基本設計段階において活用方法を総合的に検証し取り扱いを決定します。

(5) 周辺の街並みに配慮した景観と緑化

庁舎廻りの整備は、周辺環境や街並みと調和した計画とし、建物本体や駐車場、広場等の配置のバランスに留意し快適な空間づくりに配慮します。

d. 平面・ゾーニング計画

(1) 低層階

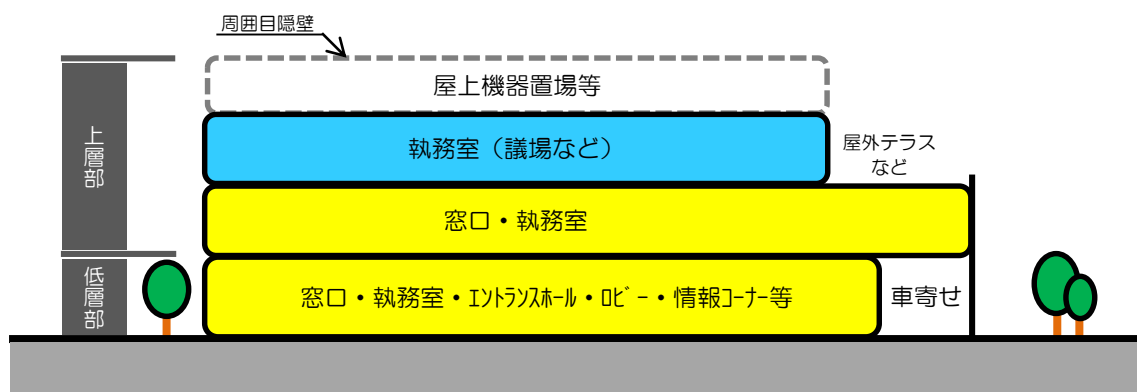
- ・市民利用の多い窓口、市政情報コーナーや市民ホールなどを配置し、市民の利便性向上を図ります。
- ・業務の連携が必要な部署を近接配置します。
- ・1階のエントランスホールはゆとりある空間とし、計画に応じて吹抜けを設けるなど、全体を見わたせる開放的な雰囲気づくりに努めます。

(2) 上層階

- ・特別職の執務室、災害対策本部などは可能な限り同一階に配置し、災害時の対応をスムーズに行えるよう計画します。
- ・日常的な窓口業務を有しない部署を中心に配置します。
- ・議場及び議会関連諸室を配置し、議員、傍聴者、市民、職員等の各動線に配慮します。

(3) その他

- ・市民の利用空間と執務空間を区分し、セキュリティの向上を図ります。
- ・会議室や相談室、書庫等のスペースについては、執務室に近接させて効率よく配置します。
- ・災害発生時の一時避難者の受け入れに転用できるスペースの設置を検討します。



庁舎の階層イメージ

e. デザイン計画

(1) 外観デザイン

新本庁舎は、周囲より高台に建設する予定であることから、弘南鉄道平賀駅・駅前商店街に繋がる県道町居平賀停車場線と東側の主要地方道大鰐浪岡線の双方の交通量が多い道路から目立つ位置となります。

この眺めと平川市の自然や気候を意識し、華美な要素を排除し、シンプルで機能的な外観で周辺環境と調和した計画とします。

平川市の歴史・風土・伝統を踏まえ、親しみと誇りをもてる外観デザインになるよう設計段階で十分な検討を行うこととします。

(2) 内観デザイン

新本庁舎の内部空間は、機能性を重視するとともに、エントランスホールや市民ロビーなど、明るく親しみやすいデザインとします。

誰でもわかりやすく使いやすくなるような温かみと落ち着き、そして品のあるデザインとなるよう設計段階で十分な検討を行うこととします。

(3) サイン計画

案内表示の色や番号、大きさ、位置、表示内容を工夫し、誰もがスムーズに目的の場所にたどり着けるように、わかりやすく、親しみやすいサイン計画とします。また、建物内だけでなく敷地入口や駐車場などに設置する案内についても、統一し見やすいものとします。



窓口サインのイメージ 天童市役所

f. 構造計画

(1) 耐震性の目標について

本市に大きな被害をもたらす可能性のある地震として、太平洋側海溝型や日本海側海溝型による地震や直下型の地震などが想定されています。

建築基準法で定める耐震性能は、大地震発生時、人命が確保できる最低限の基準であり、災害時に地域の防災拠点となる庁舎には基準を上回る耐震性能が求められます。

災害発生時には災害対策本部を設置し、情報の迅速な収集・把握、関係機関との連絡調整、救援活動や復旧活動の指揮を行う拠点となります。

新本庁舎は、国土交通省の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づく「災害応急対策活動に必要な官庁施設のうち特に重要な官庁施設」の耐震性能を確保します。

耐震安全性の目標分類表

部 位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類	・大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて、十分な機能確保が図られている。
	II 類	・大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	III 類	・大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
非構造部材	A 類	・大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B 類	・大地震動により、建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	・大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	・大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

【出典：官庁施設の総合耐震計画基準/(社)公共建築協会】

(2) 構造形式について

構造体の耐震性能は官庁施設の総合耐震・対津波計画基準におけるⅠ類を基本と位置づけ、人命の安全確保はもとより、大地震後の構造体補修を最小限とするほか、施設の機能が維持されることを構造計画上の目標とします。

構造形式は、基本設計において敷地地盤の特性や建物の構造形式などを踏まえた検討を行い、建設工期、建設費用、被災後の復旧対応、維持管理コスト等を総合的に加味して決定します。

耐震・制震・免震構造の比較表

	耐震構造	制震構造	免震構造
イメージ図			
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物自体が地震に耐えるような強度（柱・梁等）に造られており、地震で生じる揺れに耐えるように設計された構造である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物に制震装置（ダンパー）を組み込んで、揺れと逆方向に構造物を移動させるなどにより地震力を吸収し、地震から構造物を守る構造である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物の基礎下に免震装置（免震ゴム等）を設置し、建物を地面から切り離すことにより、建物に入ってくる地震力を低減することができ、建物の耐震性を向上させる構造である。 ・ 免震ゴムと呼ばれるゴムを基礎と建物の間に挿入することが多い。
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震エネルギーはそのまま家屋に伝わる。 ・ 激しく揺れ、壁や家具等が損傷しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震構造の 70～80%程度に地震応答を低減できる。 ・ 激しく揺れ、什器・家具等の破壊の恐れはある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震構造の半分以下に地震応答を低減できる。 ・ 揺れがゆっくりになるため、什器・家具の転倒を防ぐことができる。 ・ 但し、直下型など、地震の縦揺れには効果が小さい。
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほとんど必要ないが、大地震後には臨時点検が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年間隔程度の定期点検が必要である。
一般的な費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3つの中では、最も費用負担は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用負担が比較的大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3つの中では、費用負担は最も大きい。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般に高層建築物に利用される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軟弱地盤には設置が困難である。 ・ 強風時には、建物の揺れが大きくなる。

g. 建築設備計画

(1) 耐震安全性及び災害時対応の性能確保

新庁舎の設備については、災害応急対策活動の中核施設としての対応を踏まえ、必要な設備を導入します。

また、建築設備の耐震安全性は、「官庁施設の総合耐震計画基準」における「甲類」に相当する性能として、大地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止を図るとともに、大きな補修をすくことなく必要な設備機能を相当期間継続できるよう配慮します。

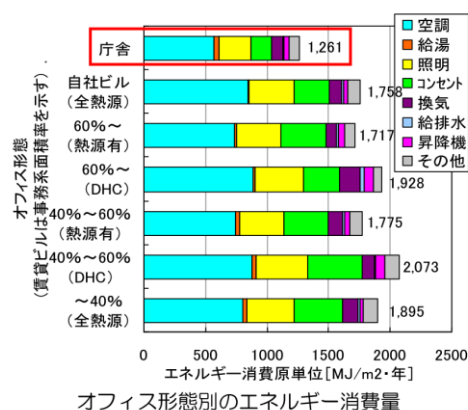
(2) 環境に配慮した設備システムの導入

再生可能エネルギーの活用や省エネ・省資源、ライフサイクルコストの低減を見据え、太陽光発電や雨水利用、高効率照明器具の採用など、環境に配慮した設備システムの導入を検討します。

一般財団法人省エネルギーセンターの資料(右図)によると、一般的な庁舎の場合、全体のエネルギー消費量の内、空調用が半分近くを占める調査結果が示されています。

空調設備の省エネルギー対策として、外皮負荷^{※1}の削減や高効率の空調方式・熱源の採用など、設計段階で効果的な検討を進めていきます。

また、建築環境総合性能評価システム(CASBEE)^{※2}に基づく評価なども注視しつつ、費用対効果を見極めながら、環境品質に配慮した施設とします。



※1 外皮負荷 : 建物の外壁や屋根など、外部環境に接する部分にかかる空調負荷のこと。

※2 建築環境総合性能評価システム (CASBEE)

: 建築物の環境性能で評価し格付けする手法で、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステム。評価結果は「Sランク (素晴らしい)」から、「Aランク (大変良い)」「B+ランク (良い)」「B-ランク (やや劣る)」「Cランク (劣る)」という5段階のランキングとなる。

(3) 雪害対策設備の確保

庁舎建物の雪庇や歩行者用通路の雪対策に十分配慮し、安全に利用出来る施設の整備を検討します。

第6章 庁舎の運用管理計画

a. 効率的な運用管理の必要性

現在の庁舎は、建設当時の仕様を基本として、部分的に必要な修繕及び更新を行ってきたものの建物全体が老朽化しており、抜本的な対策には膨大な費用がかかることなどから十分な修繕対応ができないのが実状です。

また、設備の集中管理システムに対応した庁舎となっていないことから、効率的な設備管理やエネルギー利用に対応できない状況にあります。

新本庁舎においては、供用開始後の施設環境を、良好な状態で継続的に確保していくことが重要であり、限られた財源による効率的な維持管理等の実施も不可欠であるなど、効率的な運用管理が求められます。

b. 適切な運用管理に向けた方策

設計段階において、供用開始後の管理運営に配慮した検討を進めていきます。

(1) 建築材料の選定

耐久性のある建築材料の選定により、修繕の必要となる時期をできるだけ延長させることや、維持管理のしやすい建築材料の使用により清掃などの負担軽減を図ります。

(2) 設備配置

設備機器の入れ替えを見据えた更新のしやすい平面・断面計画を行います。

また、間仕切壁を位置変更しやすいものにするなど、将来の利用状況の変化に柔軟に対応できるものとし、運用管理面における経費を節減できる工夫を行い、ライフサイクルコスト^{*1}の低減に努めます。

※1 ライフサイクルコスト : 企画設計、建設、運用管理及び最終的な解体再利用まで、建築物の生涯にわたる全てのコスト。



位置変更しやすい間仕切壁 弘前市役所

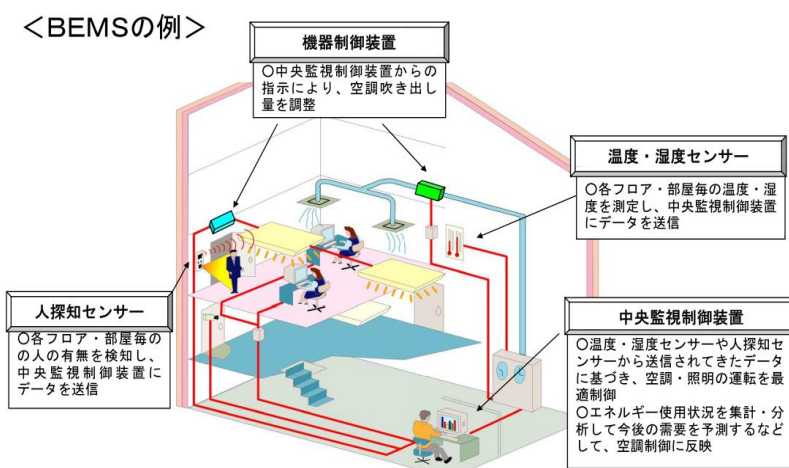
(3) 機器・設備運転管理システムの検討

光熱水費や燃料費などランニングコストの低減を実現するため、施設の運用状況の把握などを効率的に管理できるエネルギーマネジメントシステム（BEMS）※1などの機器・設備運転管理システム導入を検討します。

※1 エネルギーマネジメントシステム（BEMS）

： Building and Energy Management System の略。

ビルなどの室内環境やエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのこと。建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を一元的に把握し、需要予測に基づく最適な運転が可能となり、きめ細かな監視制御によって、人手をかけることなく建物全体のエネルギー消費を最小化できる。



出典：環境省ウェブサイト



BEMS導入事例 国見町役場

(4) 包括施設管理の検討

新本庁舎建物や外構等の安全維持、良好な環境の保持、施設の円滑な運営、維持管理費の削減を図るため、民間事業者へ包括的に施設管理業務を委託することを検討します。

現在は、清掃、警備、設備保守点検、植栽管理、除雪等については、その業務ごとに、単年または2年間で契約し委託しておりますが、これらの業務を集約して複数年で契約し委託するものです。

第7章 事業計画

a. 事業手法の検討

公共施設の整備については、従来型である設計・施工分離方式が一般的であります。近年、設計・施工一括方式や設計から建設、運営・維持管理までの業務を一連で民間の資金やノウハウを活用する事例もあります。

【代表的な事業手法】

事業手法（導入市町村）	概要
従来方式 （設計・施工分離）	設計者、施工者をそれぞれ選定・発注する方式。公共事業では最も一般的な方式。 設計者が作成した設計図書を仕様として、施工者へ発注する。基本設計時に要求水準を作成し、技術提案を行わせることもできる。
ECI ^{※1} 方式 （設計段階から施工者を事業参画させる方式） （千葉県白井市、愛知県新城市）	設計段階から工業者が施工性を検討し、設計に反映して、工事期間を短縮、工事費を縮減する手法。 設計者及び施工者の選定に当たっては、プロポーザルになるので、設計図書ではなく要求水準により発注する。 設計段階から施工者が関与し、施工上の課題を設計にフィードバックすることにより、工事費のリスク軽減及びプロジェクト工期の短縮が可能。
DB ^{※2} 方式 （設計・施工一括） （新国立競技場、弘前市夢はるか球場、横浜市、千葉縣市原市、公立病院で多数導入）	設計者及び施工者を同時に選定・発注する方式。 設計者及び施工者の選定に当たっては、コンペ又はプロポーザルになるので、設計図書ではなく要求水準により発注する。 設計と施工を一元化することにより、設計に施工者のノウハウを反映することができる。
PFI ^{※3} 方式 （設計・施工・維持管理一括、民間資金導入） （岩手県紫波町、公立病院で多数導入）	民間の資金及び経営能力・技術力（ノウハウ）を活用して公共施設等の社会資本を整備士、公共サービスを提供する手法。 設計・施工・維持管理の全ての業務を一括発注する方式。発注先は民間事業者が設立する「SPC（特別目的会社）」となる。SPCが資金の調達を行い、市が事業費を割賦方式により支払う。事業者選定前にPFI発注用の要求水準を作成する必要がある。

※1 ECI：Early Contract Involvement の略

※2 DB：Design-Build の略

※3 PFI：Private Finance Initiative の略

事業手法については、上記に示した内容を参考に、設計・施工品質の確保、建設コストや維持管理コストの縮減、建設スケジュールへの影響等の各視点から検討を進める必要があります。

新本庁舎建設事業は、観光や教育分野を扱うサービス等を行う施設ではなく、維持管理・運営について民間の創意工夫の余地が少ないことから、「PFI方式」本来のメリットを発揮しにくいものです。また、競技場等の特殊な建物ではなく、ゼネコン独自工法活用等の余地が少ないことから、「ECI方式」や「DB方式」のメリットも発揮しにくくなります。その他、これらの方式は発注に当たって、要求

水準の作成など業務の範囲が広がり、実施方針、募集要項、設計条件やリスク分担について明確にすることが多く、発注まで相当な期間を要します。

「従来方式」の場合は、発注者側の意向を設計に反映しやすいことや、適切な予算設定のもとで入札を行うことにより競争原理が働き、建設費が縮減できること、従来からの方式であるため発注者側の負担が少ないことなどから、本事業においては、「**従来方式**」を採用することとします。

b. 設計者の選定方法

基本計画策定後は、実際に設計業務を委託する設計業者を選定し、基本設計及び実施設計を進めていくこととなります。設計業者の代表的な選定方法には、下記の3つの方式があります。

(1) プロポーザル方式

プロポーザル方式は、「提示された設計対象に対する発想・解決方法等の提案を審査し、設計者を選定する」手法です。具体的な設計案ではなく、設計者の考え方を評価し、「人」を選ぶことを目的としています。

「設計案」を選ぶものではないので、設計者選定後に発注者の意向等も踏まえた設計を進めることが可能です。また、事前にプロポーザル審査判定基準の準備が必要です。

(2) コンペ方式

コンペ方式は、「提出された具体的な設計案を審査し、設計者を選定する手法」です。これは、発注者より設計と条件をある程度明確に示す必要があり、それに基づいて具体的な設計案が作成され、その優劣によって「案」を選定します。コンペの公示から案の提出までには最低でも3ヶ月程度を要し、高度な審査が必要です。また、参加業者に相応の対価が支払われる場合が一般的です。

具体的な提案に対する審査を行うため、選定基準がある程度明確となりますが、一方で選定後の発注者側の設計条件の変更や発注者の意向の反映については困難とされています。

(3) 入札方式

入札方式は、提示する条件（委託仕様書）に対し、設計料の入札を行い、その中から一番安価な業者を選定する方法で、建設工事等では一般的な手法となっています。

これは、具体的な設計委託内容を文書で明記し、受託者が変わっても業務の質に大きな差が出ないことが前提となります。金額に対する評価のため、判断基準は明確ですが、今回の様に詳細仕様があらかじめ設定されておらず、かつ業者からの提案やデザイン性を期待する場合には不向きな方式と考えられます。

【設計者選定方法の特徴等】

方法	選定基準	特徴	導入事例（設計者選定年）
①プロポーザル方式 （技術提案）	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針、設計体制 ・実績 ・技術提案 ・ヒアリングによる総合評価（最も技術力のある設計者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングによる総合評価が可能 ・発注者との共同作業により設計を進めることができる ・基本設計段階で発注者意見の反映が可能 ・事前の判定基準の準備要 	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば市庁舎（茨城県 H18） ・青梅市庁舎（東京都 H18） ・城里町庁舎（茨城県 H24） ・北広島市庁舎（北海道 H25） ・青森市庁舎（青森県 H25） ・十和田市庁舎（青森県 H26） ・五所川原市庁舎（青森県 H26） ・大館市庁舎（秋田県 H28）
②コンペ方式 （設計競技）	<ul style="list-style-type: none"> ・設計案（最も優秀な設計提案） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高度な審査が必要で時間もかかる ・参加費の支払いが生じる ・選定後は発注者意見の反映が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・立川市庁舎（東京都 H17） ・燕市庁舎（新潟県 H21） ・日立市庁舎（茨城県 H25） ・旧尾上町役場庁舎（青森県 H7）
③入札方式	<ul style="list-style-type: none"> ・入札金額（最も入札金額が安価な設計者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容やデザイン力等が比較評価できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・みよし市庁舎（愛知県 H20）

新庁舎の設計者選定に当たっては、選定過程の透明性、客観性、公開性の確保を重視する必要があることや、提案内容をはじめ応募者の資質や能力も含めて審査できること、さらには、設計者から提示される案をもとに、発注者や市民等の意向を反映することができるなど、設計段階で発注者と設計者の連携が十分に可能であること、また、社会情勢の変化などにも柔軟に対応できることなど、総合的な観点から設計者の選定方法はプロポーザル方式によることとします。

c. 概算事業費及び財源

(1) 概算事業費

新本庁舎建設工事費に加えて、現時点で想定しているその他の経費を加味すると、概算事業費は以下のとおりです。

【新本庁舎建設に係る概算事業費】

	項目	数量	単価	概算事業費	備考
①	建物本体工事費	7,200 m ²	約 49 万円/m ²	約 35.3 億円	建築・電気設備 機械設備工事等
②	外構・解体・委託費など			約 17.2 億円	
合 計				約 52.5 億円	

概算事業費は、最近の庁舎建設事例などを参考に算出したものであり、事業費を確定するものではありません。なお、詳細な建設費及び事業費については、設計の段階で積算していきますが、今後も消費税率の変更や東京オリンピック・パラリンピック関連施設の整備、東日本大震災復興事業の本格化等による建設費の高騰が予測されます。

このため、新本庁舎建設にあたっては、本市が求める機能や品質を確保するとともに、工期の短縮やコストの縮減の可能性について調査・検討し、効率的・効果的な事業執行に努めていきます。

【近年の新庁舎建設事業費の例】

	自治体名	人口 (人) H28 末現在	職員数※ (人)	階数構造	延床面積 (A) (㎡)	事業費 (B) (万円) 税込	㎡当り事業費 (B/A) 税込	入札年月
1	福島県 相馬市	35,810	302	地上4階 鉄骨造	9,440.00	約40億4千	約42.8万円/㎡	平成26年8月
2	茨城県 稲敷市	42,917	320	地上4階 鉄骨造 免震構造	9,240.00	約47億9千	約51.9万円/㎡	平成26年9月
3	秋田県 能代市	55,248	301	地上4階 鉄筋コンクリート造 免震構造	7,065.05	約27億9千	約42.5万円/㎡	平成27年2月
4	北海道 北広島市	59,133	408	地上5階 鉄骨造	10,785.43	約45億8千	約42.5万円/㎡	平成27年8月
5	埼玉県 吉川市	71,584	305	地上3階 鉄骨造	7,505.81	約33億5千	約44.6万円/㎡	平成28年9月

※ 基本計画及び各市の公表資料に基づく参考職員数である。

(2) 財源

旧合併特例事業債（充当率95%、交付税算入率70%）を活用します。また、一般単独事業債（一般事業、地域活性化事業など）、緊急防災・減災対策事業費や防災対策事業費など、建設に際し活用することができる起債や国・県補助金、基金の活用も検討していきます。

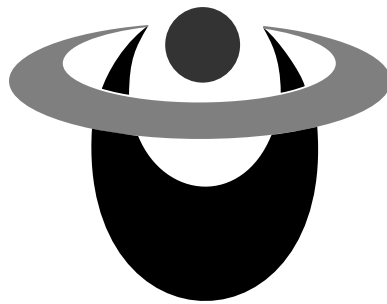
d. 事業スケジュール

新本庁舎建設事業のスケジュールは下表のとおりです。平成28年度に基本計画を策定し、平成29年度に新庁舎建設基本・実施設計の発注及び旧平川診療所の解体工事を実施します。平成31年度には新本庁舎建設工事を着工し、平成32年度の完成を目指します。

事項/年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
設計業務	基本計画	基本設計	実施設計		現本庁舎 解体設計	
建築工事				建設工事	移 転	
解体工事		旧平川診療所 解体工事		杭引抜 工事		現本庁舎 解体工事

添付資料編

平川市新本庁舎建設基本方針



平成26年8月
平 川 市

1. 本庁舎建設の必要性

(1) 現本庁舎の現状

建築年：昭和54年

構造：鉄筋コンクリート一部鉄骨鉄筋コンクリート造 5階建 延べ面積：5,048.1 m²

附属建物：公用車車庫 鉄骨造 2階建

敷地面積：9,379.41 m²

本庁舎は建築後35年を経過していることから、建物の躯体の劣化による外壁タイル剥離や床面タイルのひび割れ等が見受けられる。耐震診断の結果、構造耐震指標（ I_s 値）は縦方向1階から5階で $I_s = 0.58 \sim 1.57$ 、横方向1階から5階で $I_s = 0.57 \sim 1.28$ となり、縦方向、横方向ともに1階から4階で構造耐震判定指標（ I_{so} 値）0.81 を下回り、防災庁舎として必要とされる安全性を満たしていないと判定され、災害時の救援、復旧、情報等の拠点として望ましい耐震性能を確保しているとは言い難く、現状では耐震補強が必要な建物である。また、昇降機・電気設備機器等は耐用年数（15年前後）を大幅に超えており、給排水設備も劣化により水漏れ等が発生している。

構造耐震指標（ I_s 値）とは、建築物の地震に対する安全性を示す指標。この数値が大きいくほど耐震性能が高くなる。耐震改修促進法で必要としている値（耐震評定基本指標）は0.6以上である。

構造耐震判定指標（ I_{so} 値）は、耐震評定基本指標0.6に、地域係数0.9、地盤係数1.0及び耐震安全性の分類 類の重要度係数1.5を乗じた0.81としている。

（参考）震度6～7程度の規模の地震に対する構造耐震指標（ I_s ）値の評価

I_s 値が0.6以上	倒壊または崩壊する危険性が低い
I_s 値が0.3以上0.6未満	倒壊または崩壊する危険性がある
I_s 値が0.3未満	倒壊または崩壊する危険性が高い

(2) 市役所本庁舎に求められる構造耐震指標（ I_s ）値の考え方

「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説」（社団法人公共建築協会編集・発行 建設大臣官房官庁営繕部監修 平成8年版）において、災害応急対策活動に必要な施設、避難所として位置づけられた施設、人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設は、耐震安全性の分類の 類または 類に位置づけられている。

市役所本庁舎は大規模な災害の度に災害対策本部を設置しており、また、平成26年3月改定の「平川市防災計画」災害対策編においては、市役所本庁舎を災害対策本部として指定している。このことから、市役所本庁舎は耐震安全性の分類（表1）は 類を適用し、求められる耐震性能の構造耐震指標（ I_s 値）は、耐震評定基本指標0.6に地域係数0.9、地盤係数1.0及び重要度係数1.5を乗じた0.81以上を確保することが必要となる。構造耐震指標（ I_s 値）0.81以上を確保する方法としては、既存の本庁舎を耐震補強するか、改築（建て替え）をする方法がある。

表1 耐震安全性能の分類における重要度係数及び安全性・Iso 値の目標

耐震安全性の分類	重要度係数	構造体の耐震安全性の目標	対象施設	構造耐震判定指標 (Iso 値) の目標
類	1.5	大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。	庁舎等	0.81
類	1.25	大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。	学校・避難所等	0.675
類	1.0	大地震後、構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする	上記以外の一般公共建築物	0.54

重要度係数とは、建物の設計時に地震力を割増す係数。建物の用途によって大地震時に要求される性能は異なり、一般の建物は地震時に損傷を受けても倒壊はせずに人命を守ることを設計目標としているが、防災拠点施設は地震後もその機能を保持することが求められ、建物だけでなく設備機器も併せて軽微な損傷に留める必要があるため、一般の建物より設計時の地震力を割増すものである。「官庁施設の総合耐震計画基準」では上表のとおり 類、類、類に分類され、それぞれの重要度係数は、それぞれ 1.5、1.25、1.0 となっている。

(3) 現本庁舎の課題

現本庁舎の1階から4階において構造耐震判定指標 (Iso 値) 0.81 を下回っていることから、震度6から7程度の直下型地震で防災拠点としての機能が失われる恐れがある。大幅に耐用年数を超えた各設備においては、毎年の修繕料がかさみ、その部材も調達が困難となっており、照明等も省エネには対応していない。平成26年度現在、本庁舎、尾上分庁舎、健康センター、文化センター及び平賀総合運動施設に行政機能が分散し、迅速な事務処理ができないなど弊害が生じており決して機能的とは言えない。その他、バリアフリー対応への限界、会議室の不足、庁舎外からのセキュリティ機能欠陥、業務量増による事務室の狭隘化、縦割りの窓口並びに各課が独立した執務空間による部門横断阻害による業務変化対応への遅れ及び職員の連帯意識の希薄などが挙げられる。

(4) 耐震補強工法の検討

既存建物を補強する工法として一般的に 在来補強工法、制振補強工法、免振補強工法の3通りの工法が広く採用されている。耐震補強の前提として、補強をすることで耐震性能の不足を解消し、構造耐震指標 (Is 値) 0.81 以上を確保できるが、構造体の劣化や設備の老朽化、ユニバーサルデザインへの対応など既存建物を長期的に使用するために耐震補強工事と併せて設備改修等を含む大規模改修が必要となる。

各補強工法 (表2) の特徴を踏まえ、構造耐震指標 (Is 値) 0.81 以上を確保し、執務機能や経済性、防災性などの観点から総合的に検討した結果、耐震補強については初期投資の経済性を優先し、在来補強工法を前提とする。耐震補強の利点は、初期投資が改築よりも安価であり、既存庁舎を延命できることである。

表2 耐震補強工法の比較

工 法	在来補強工法	制振補強工法	免振補強工法
各工法 の特徴	既存の建築物に耐震壁などを設置し、建築物全体をバランスよく補強することで建築物の耐震性能を向上させる。	既存の建築物に取り付けた制振装置により地震エネルギーを吸収し、建築物に作用する地震力を低減させる。	建築物の基礎、または中間階に免振装置を設置することにより、建築物への地震力を低減させる。
防災上の効果	中～高	中～高	高
構造特性	低中層建物に適	中高層建物に適	低中層建物に適
経済性	大地震後の補修費が多額。	大地震後に点検が必要。	定期的な点検と大地震後に点検が必要。地下特殊工事のためコストアップ。
利便性	外壁工事のため、市民の利便性や事務室の機能は低下しない。	外壁工事のため、市民の利便性や事務室の機能は低下しない。	地下工事のため、市民の利便性や事務室の機能は低下しない。
施工・その他	事務室に居ながら施工が可能だが、内部改修の際に部分的な引っ越し必要。	事務室に居ながら施工が可能だが、内部改修の際に部分的な引っ越し必要。	事務室に居ながら施工が可能だが、内部改修の際に部分的な引っ越し必要。工事の長期化。
施工期間	10ヶ月	11ヶ月	15ヶ月
事業費概算(大規模改修含む)	約18億6百万円	約18億43百万円	約20億34百万円

(5) 改築の検討

現本庁舎を解体し改築することで、設備の老朽化、バリアフリー対応への限界、会議室の不足、庁舎外からのセキュリティ機能欠陥などハード部分が現在抱える問題を解決することができる。また、その他の利点として、庁舎配置の見直しにより未利用の土地を有効活用することができること、備蓄拠点及び一時的な避難場所を確保することができること、新しいイメージを創出することができること、環境負荷を低減した維持管理をすることができること、などが挙げられる。

(6) 耐震補強と改築における60年間のコスト比較

現本庁舎の耐震補強と本庁舎改築を60年間のコストで比較した場合、改築が7.7億円のコスト節減効果となる(表3、表3-1)。(「平川市本庁舎耐震対策整備方針について」(平成24年5月22日作成)を基に試算)

表3 改築と耐震補強の60年間のコスト比較 (単位:億円)

区分	改築 1	耐震補強 2	差引
耐震改修		18.1	18.1
改築(庁舎のみ)	22.8	22.8	0.0
維持管理	21.6	20.6	1.0
大規模改修	9.4		9.4
合計	53.8	61.5	7.7

「建築物のライフサイクルコスト」平成17年度版(国土交通省監修)により算出

- 6,400 m² RC造で庁舎を新たに建設し、30年ごとに躯体及び設備の大規模改修を実施して耐用年数を延命させ100年間使用する。
- 耐震改修を伴う大規模修繕を行い、現在の庁舎を30年間使用する。その後庁舎を新たに建設し、30年ごとに大規模修繕実施。工法は安価な在来補強(外壁フレーム取付)

表3-1 改築と耐震補強の60年間のコスト経年算出表 (単位:億円)

		2020	2030	2040	2050	2060	2070	60年計	100年計		
改築	耐震改修										
	改築(庁舎のみ)	22.8						22.8	22.8		
	維持管理	3.7	3.7	3.7	3.5	3.5	3.5	21.6	35.2		
	大規模改修				9.4			9.4	30.5		
改築計		22.8	3.7	3.7	3.7	9.4	3.5	3.5	3.5	53.8	88.5
		33.9			19.9						
耐震補強	耐震改修	18.1						18.1	18.1		
	改築(庁舎のみ)				22.8			22.8	22.8		
	維持管理	3.0	3.0	3.7	3.7	3.7	3.5	20.6	34.4		
	大規模改修								22.0		
耐震補強計		18.1	3.0	3.0	3.7	22.8	3.7	3.7	3.5	61.5	97.3
		27.8			33.7						
比較		6.1			13.8			7.7	8.8		

耐震補強の場合は安価な工法を採用した在来補強工法を選択しても、設備改修及び仮設庁舎の建設・移転も必要となり18.1億円、改築の場合は22.8億円(現在の場所以外に建設し、仮設庁舎が不要な場合で本庁舎建設のみ)となり、初期投資を比較すると改築が4.7億円費用を多く必要となる。

建築工事標準仕様書((社)日本建築学会編集)JASS5 鉄筋コンクリート工事では、供用期間を60~100年としている。ただし、性能水準の維持・向上を図る大規模改修(機能改善工事)が定期的に必要である。建築部材及び設備機器の大部分が建築後30年で更新時期を迎える。

(7)本庁舎の耐震補強または改築の選択について

前述(4)耐震補強工法の検討で、耐震性能を確保できるが、建設当初からの設備機器などの更新時期が過ぎ、老朽化していることから補強費以外の多額の設備改修費を要するものである。また、人口の減少予測や少子高齢化のさらなる進展により、将来の財政予測が非常

に困難であり、同時期に小中学校をはじめとした多数の施設が今後耐用年数を迎えることなどを考えると、必ずしも将来的に耐用年数を過ぎた本庁舎の再整備を担保することはできない。

一方、建物の規模により事業費の多寡はあるが、改築の場合は一般的に耐震補強工法よりも多くの初期投資を要する。しかしながら、改築を実施することにより、防災拠点機能のより一層の充実や窓口業務の効率化、省エネルギー性能を有し環境負荷低減などの設計の自由度が高く、ユニバーサルデザインへの配慮など今日的なニーズに合わせた付加機能を確保することができる。

したがって、本庁舎の耐震性能が低い中で、市民の利便性、本市の財政状況、費用対効果、前述の(3)現庁舎の課題を解決することができることなどを総合的に勘案した場合、改築が最良であると判断するものである。

2. 本庁舎建設の理念

平川市民憲章のまちづくりの理念及び平川市長期総合プランの基本理念「ひと・家庭・地域・産業がきらめくまち」を具現化するため、以下を本庁舎建設の基本理念とする。

(1) 市民が親しみ、交流し、賑わいが生まれる庁舎

本庁舎は行政経営機能の拠点であるからこそ、市民が親しみ、ふれあうことによって市民と行政が協働で課題に当たることができる空間づくりとする必要がある。市内団体やNPO、市民、行政がお互いに接点を持つことができるよう配慮する。また、人が交流し行き交うことから生まれる賑わいを創出し、地域経済の活性化に資する庁舎とする。

(2) 安心・安全の拠点となる庁舎

地震や風水害などにより市民生活に多大な影響を及ぼす災害が起きたとき、本庁舎は防災情報の収集と提供、救援活動や復旧・復興活動のための拠点とならなければならない。耐震性はもちろん、あらゆる災害を想定し、電気、水道や通信のバックアップ、備蓄機能も備えた計画とするとともに、市民や通過者（帰宅困難者）の一時避難場所としての活用に配慮する。（市地域防災計画との整合を図る。）

(3) 人と環境に優しい庁舎

高齢者や体の不自由な方でも安心して便利に使うことができるユニバーサルデザインを実現し、人にやさしい庁舎とする。

自然エネルギーの活用、リサイクルの推進により、環境負荷の低減に配慮し、地域の自然環境にやさしい庁舎を目指す。

(4) 効率的で機能的な庁舎

IT技術を活用したシステムを構築し、効率的な行政サービスを提供する。また、窓口についてもワンストップサービスを提供することができる総合窓口システムを構築する。

3. 本庁舎建設方針

- (1) 市民ニーズに対応した親しみやすく便利な庁舎
- (2) 市民との協働の拠点となる庁舎
- (3) 防災拠点としての庁舎
- (4) ユニバーサルデザイン対応の庁舎
- (5) 環境に配慮した庁舎
- (6) 維持管理費が安価な経済効率の高い庁舎
- (7) 効率的な行政経営の場としての庁舎
- (8) ワンストップサービスを提供する総合窓口を備えた庁舎

4. 支所、分庁舎の扱い

以下の支所、分庁舎については「9. 基本計画策定に当たって」で後述するとおり、市民で組織する「支所のあり方検討委員会（仮称）」で協議し、規模または存廃を決定する。その結果に基づき、本庁舎の規模を決定する。

- (1) 葛川支所
- (2) 尾上支所・分庁舎
- (3) 碓ヶ関支所

5. 本庁舎の位置

(1) 建設候補地の条件

敷地面積

後述「6. 本庁舎の規模」を満たす相当の面積を確保できる場所を検討する。

経済性

初期投資に係る経費削減のため既存の市有地に建設することを基本とする。

利便性

地方自治法第4条第2項の規定に留意しながら、住民の利用に最も便利であるよう交通事情、他の官公署との立地を考慮し機能性・効率性の観点に立って検討する。

(地方自治法第4条第2項)

前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係について適当な考慮を払わなければならない。

「他の官公署との関係」 住民の利用に便利であるように考慮されるのであるから、なるべく同一場所に設けることが適当であるとされている。

地域経済の活性化、賑わいの創出

商業施設等の立地を考慮しながら、本庁舎建設により周辺地域経済の活性化が期待できるよう相乗効果を生み出し、また、人と人とが交流し賑わいが創出される位置を検討する。

(2)建設候補地

前述の諸条件を総合的に勘案し、最小の経費で最大の効果を生み出せる場所は、地方自治法の規定、官公署や商業施設の立地、地域公共交通や自家用車のアクセスなど市民の利便性を考慮すると、弘南鉄道平賀駅前通りが最もふさわしい。現在考え得る候補地は以下のとおりである。

候補地	面積
現在の本庁舎敷地	9,691.16 m ²
旧平賀病院敷地	13,712.54 m ²
現在の本庁舎敷地及び旧平賀病院敷地を一体として活用(上記 +)	23,403.70 m ²
旧柏木農業高校体育館及び周辺一帯	18,685.72 m ²

(3)建設候補地の選定

上記候補地の中から本庁舎の規模、付属施設、駐車場等必要面積を算出し、おおよその配置計画により決定する。

6.本庁舎の規模

(1)想定人口・世帯数

32,000人、12,000世帯を本庁舎建設時の想定人口と世帯数とする。

(平成26年3月末現在、人口33,127人、11,644世帯)

(平成32年推計人口29,637人、10,281世帯)

(2)本庁舎における業務委託

現在本庁舎において民間へ委託している業務は、宿直(夜間警備)業務、電話交換業務、会計窓口収納業務である。「2.本庁舎建設の理念(4)効率的で機能的な庁舎」で前述した総合窓口システムを構築した場合は、窓口対応を業務委託する。

(3)市役所全体の計画職員数

指定管理の導入、業務委託及び市役所組織のスリム化により計画職員数(臨時職員、パート、業務委託職員等事務所で執務する職員全員)を平成26年度現在職員数(343人)約3%減の330人とする。

(4)外観

周辺の自然環境、田園風景と調和させ、景観向上を図ることができる外観とする。また、階数は、周辺の市民生活を阻害しないような3階建て(中層建築物)程度とする。

(5)庁舎内施設の配置・形態

上記職員数により、流動的であるが以下のとおりとする。

本庁舎配置人数は「4.支所、分庁舎の扱い」、上記「(2)本庁舎における業務委託」や健康センター等も含めた市役所組織全体の職員配置計画により決定する。

類似団体の事例や国の基準に基づき、1人当たりの必要面積は29m²と想定される。延べ面積は職員数に29m²を乗じることでおおよそ算出される。

概ね1階から2階までの低層部には、市民が多く利用する部署を中心に配置する。1階には総合窓口を配し、窓口、相談、待合、交流機能(開放スペース)を充実する。

資料 1 基本方針

その他管理部門、市長室、副市長室、議会、大会議室は2階以上に配置する。
書庫、物品保管庫などを地下室または最上階若しくは敷地内の付属建物として整備する。

平常時の会議室は、災害発生時の防災対策室として利用可能なものとする。また、職員休憩室は災害発生時の仮眠室等として利用可能なものとする。備蓄機能は、庁舎内または敷地内の付属建物として整備する。

議会は議決機関として行政部門と区別して配置し、市民が気軽に議会を傍聴できるように配慮する。議長室、議員控室、委員会室を配置する。

各階ロビーや廊下は車イス同士が往来できるゆとりあるものとする。また、トイレやエレベータについても車イスや障害者に対応させることとし、ユニバーサルデザインによる庁舎の実現を図る。

エネルギー効率及び環境対策のため、太陽光発電パネルの設置、省電力型照明、2重窓ガラスの採用及びその他新エネルギーを利用し、維持管理上において経済的な施設とする。

(6) 議員数

法定上限数（平成23年地方自治法改正により撤廃）は26人、現在の議員数は20人であることから、市議会議員数は20人とする。

(7) 公用車台数

現在の公用車総数は68台であるが、「4.支所、分庁舎の扱い」により本庁舎の規模に合わせた適正な台数を決定する。

(8) 外構整備

駐車場

来庁者用100台を路面駐車として想定する。

ユニバーサルデザイン

敷地内通路は可能な限り段差のないものとする。車いす利用者通路、視覚障害者誘導通路、スロープなどを考慮する。

(9) 合築方針

賑わい創出と事務効率のため、本庁業務以外の業務に係る施設の移築を検討する。

(10) 他団体貸付方針

賑わい創出と市民の利便性向上のため、官公署、団体、会社等に庁舎内または敷地内の一部を貸し付けることを検討する。

(11) 権限移譲事務

県より平成25年10月にパスポート申請・受取事務移譲済みである。その他については未定であるが、地域の実情に合わせた行政事務を行うことによって市民サービスの向上を図ることができるものであることから、今後も積極的に県からの移譲を受け入れていくことを想定する。

7. 事業費と資金計画

事業費

事業費は、本庁舎建築工事のほか、車庫等付属建物、用地買収費、造成工事、外構工事、設計等業務委託、備品購入、既存建物解体費、その他建設に係る一切の経費とする。

なお、本庁舎の建築費用は、類似団体の事例や国の基準に基づき1㎡当たり事業費おおよそ36万円と想定され、延べ面積に乗じることで算出される。

資金計画

旧合併特例事業債（充当率95%、交付税算入率70%）を活用する。また、一般単独事業債（一般事業、地域活性化事業など）、緊急防災・減災対策事業債や防災対策事業債など、建設に際し活用することができる起債や国庫補助金、基金の活用も検討する。

8. 本庁舎の建設時期

建設に当たっては、以下のスケジュールを想定している。

基本方針策定 **支所・分庁舎の扱い決定** **建設地の決定** **基本計画策定**
基本設計 **実施設計** **工事・備品購入** **開庁**

開庁の期限は市制施行15周年であり、また、旧合併特例事業債発行期限の平成32年度(新市建設計画の期間延長を平成26年度から32年度へ変更した場合)とする。

9. 基本計画策定に当たって

市民が親しみやすく利用しやすい施設として建設することから、市民の声を最大限に取り入れるため、基本計画策定に際しては以下を講じる。

- (1) 市民で組織する「支所のあり方検討委員会(仮称)」による検討
- (2) 市民で組織する「平川市本庁舎建設検討委員会(仮称)」による検討
- (3) パブリックコメント、市民向け懇談会または説明会による意見反映

10. 工事等発注について

基本計画を基に複数の者から企画・提案をしてもらうプロポーザル方式(設計者選定)又はコンペ方式(設計案選定)により、優れた提案を行った者と基本設計及び実施設計を契約する。

本庁舎や付属建物の建築工事、造成や外構工事等、設計監理等業務委託、備品購入の発注については、内容や予定価格により有効な発注方法を検討する。

11. 跡地利用について

現在の本庁舎以外の場所に建設することとなった場合は、跡地利用についても同時に検討するものとする。



平成28年11月11日
平川市総務部管財課

本庁舎建設について

(建設場所及び敷地内段差の扱い並びに建設規模について)

本庁舎建設に係る基本計画を現在策定中ではありますが、市民有識者による本庁舎建設委員会及び市議会議員からのご意見を基に平川市部長会議で協議した結果、今般、基本計画の柱となる建設場所及び敷地内段差の扱い並びに建設規模は、以下のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

1. 建設場所について

平川市新本庁舎建設基本方針（平成26年8月策定）では建設候補地として、

現在の本庁舎敷地（9,691.16 m²）

旧平川診療所敷地（13,712.54 m²）

現在の本庁舎敷地及び旧平川診療所敷地を一体として活用（23,403.70 m²）

旧柏木農業高校体育館及び周辺一帯（18,685.72 m²）

を掲げておりましたが、市有地を最大限有効に活用することのできる③現在の本庁舎敷地及び旧平川診療所敷地を一体として活用(23,403.70 m²)することといたしました。

2. 敷地内段差の扱いについて

現在の本庁舎敷地と旧平川診療所敷地の境にあり、敷地内中央部を縦断する約2.5メートルの敷地内段差については、台風やゲリラ豪雨等による周辺水路等からの溢水を考慮すると、避難所や災害対策本部となる本庁舎を旧平川診療所敷地へ建設することが望ましいこと、段差解消に約1億5千万円が必要なこと、また、敷地内に存在する2本の水路の付け替えにも費用が生じることから、敷地内段差を解消せず建設することといたしました。

3. 建設規模について

1) 本庁舎方式の採用について

平成18年の町村合併以来、旧平賀町役場を本庁舎、旧尾上町役場を分庁舎として位置付けた分庁舎方式を採用しております。

平成26年に市民有識者による「平川市支所のあり方検討委員会」において尾上分庁舎機能（経済部、建設部、教育委員会事務局及び農業委員会事務局）の移転について議論しており、行政運営の効率性に支障を生じていること、金融機関や買い物など行政以外も含めた全ての用事を1箇所で済ますことができず不便に感じている市民が多いことなどの意見が出されております。協議の結果、分庁舎機能を移転し、新本庁舎建設時に本庁舎へ全ての部署を集約する本庁舎方式の採用を了承する旨の報告書が、同委員会より平成27年2月に市へ提出されております。

その報告書を基に本庁舎方式を前提として計画を進めておりましたが、今年度に入り、財政事情等により尾上分庁舎には教育委員会事務局のみを配置する分庁舎方式も含めて協議してきたところです。しかし、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、すべての地方公共団体に総合教育会議が設置されることになり、市長と教育委員会が教育政策の方向性を共有し一致して執行にあたり、連携を更に強化していくことが必要となることから、教育委員会も本庁舎に配置するべきと判断し、健康センターも含めた本庁舎方式を採用することといたしました。

ただし、尾上総合支所市民生活課については引き続き配置し、分庁舎機能移転後の空きスペースについては今後検討していきます。

2)健康センターの活用について

現在、健康センターには健康福祉部を配置しておりますが、新本庁舎建設時には1階に市民が多く利用する窓口の全てを配置しワンフロアサービスを展開するため、健康福祉部を本庁舎へ移転することといたしました。

移転後の健康センターの活用ですが、職員を配置する場合、約4億円の本庁舎建設費を圧縮することが可能です。また、平川市人口ビジョン（平成27年11月策定）では、約25年後に平川市の人口が2万5千人（現在より約7千人減少）を下回るとされており、それに伴い、徐々に市職員も減少することが予想されます。したがって、健康センターには窓口以外の部署を配置し、職員数減少により生じる本庁舎の空きスペースへ将来的に吸収することを想定します。

以上のことから、健康センターについては引き続き活用することといたします。ただし、健康センターへ配置する部署は今後検討していきます。

3)建設規模について

新本庁舎には、健康センターに配置する部署及び3支所（尾上、碓ヶ関、葛川）以外の部署が配置される予定であることから、その建設規模は約7,200㎡を見込んでおります。本庁舎建設に係る全体事業費は52億5千万円程度を予定しております。

4. 今後のスケジュールについて

今年度内に上記を盛り込んだ基本計画を策定し、来年度には基本設計の策定に着手し、平成32年度完成を目指しております。

来年度発注業務等の主なもの（予定）

- ・本庁舎建設に係る基本設計業務
- ・旧平川診療所解体工事 など

公用車駐車場

現在、公用車は全体で70台保有しているが、うち本庁舎へ配置するのは40台と想定する。

来庁者用駐車場

来庁者用駐車場の規模については、「最大対流量の近似的計算法」に基づき算定する。

「市・区・町役場の窓口事務施設の調査」（関龍夫著）によると、「来庁者のうち自動車による来庁者数の統計値で想定できるが、一般に所轄人口の0.9%前後が窓口部門、0.6%前後が窓口以外の来庁者として想定する。」とされている。

よって、次の算定式により1日当たりの来庁台数を求める。

「来庁台数（台/日）= 平川市人口 × 人口に対する来庁者の割合 × 乗用車保有率」

・平川市人口 32,000人（平成33年想定）

・来庁者割合 0.9%（窓口）、0.6%（窓口以外）

・乗用車保有率 22,546台(H28) / 32,013人(H28) 0.7043

（窓口）来庁台数 = 202.8台/日（32,000人 × 0.9% × 0.7043）

（窓口以外）来庁台数 = 135.2台/日（32,000人 × 0.6% × 0.7043）

また、「最大滞留量の近似的計算法」（岡田正光著）によると、「必要駐車台数は、利用総数と平均滞留時間から最大滞留量の算定を行う。」とされている。

よって、次の算定式により必要駐車台数を求める。

「必要駐車台数 = 最大滞留量（台/時間）= 1日当たり来庁台数（台/日）× 集中率（ ） × 平均滞留時間（分） / 60」

・集中率 30%（一般事務所、美術館タイプ）

・窓口部門の平均滞留時間 30分と想定（窓口20分、往復5分）

・窓口部門以外の平均滞留時間 60分と想定

（窓口）必要駐車台数 = 30.4台（202.8台/日 × 30% × 30分 / 60分）

（窓口以外）必要駐車台数 = 40.6台（135.2台/日 × 30% × 60分 / 60分）

よって、来庁者用駐車場の必要台数は71台とし、市議会議員用16台（議員16人分）と合わせて87台とする。

職員用駐車場

現在の職員で公共交通、徒歩又は自転車により通勤している職員はごく僅かであり、大半の職員が自家用車による通勤に依存していることから、職員の自動車利用率を95%とすると、本庁舎勤務予定職員248人 × 95% = 236台を想定する。

障害者用駐車場

ハートビル法施行規則第16条、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令第22条第2項における身体障害者用駐車施設の設置台数の基準では、台数200台以上では、駐車台数全体の1% + 2台以上を最低限確保するものとされている。よって、障害者用駐車台数は（ ~ の合計）323台 × 1% + 2台 = 6台

よって、より、駐車台数は、369台と想定する。

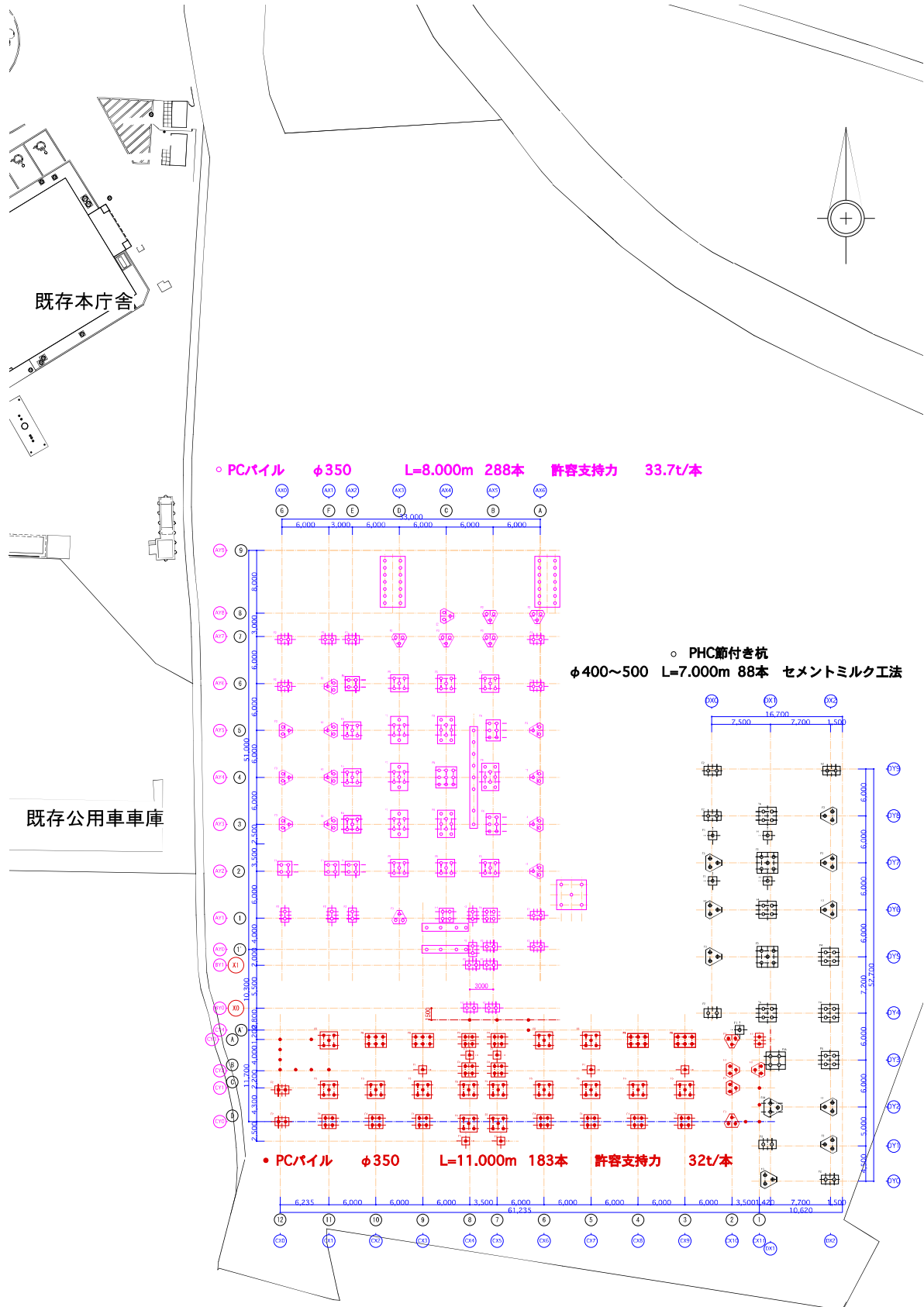
資料 3 駐車場規模の想定

必要駐車場面積

駐車場の規模として、1台当たりの駐車場面積を 25 m^2 （総務省地方債同意等基準運用要綱（H23で廃止）に基づく）と想定した場合、必要駐車場面積は次のとおりである。

- ・ 公用車用駐車場 $40\text{台} \times 25\text{ m}^2 = 1,000\text{ m}^2$
- ・ 来庁者用駐車場 $71\text{台} \times 25\text{ m}^2 = 1,775\text{ m}^2$
- ・ 職員用駐車場 $236\text{台} \times 25\text{ m}^2 = 5,900\text{ m}^2$
- ・ 議員用駐車場 $16\text{台} \times 25\text{ m}^2 = 400\text{ m}^2$
- ・ 障害者用駐車場 $6\text{台} \times 25\text{ m}^2 = 150\text{ m}^2$

よって、必要駐車場面積は $9,225\text{ m}^2$ と想定する。





平川市新本庁舎建設基本計画

- ◆発行年月 平成 29 年(2017 年)3 月
- ◆発行 行 平川市役所
総務部 管財課 庁舎建設係
〒036-0104 青森県平川市柏木町藤山 25 番地 6
TEL 0172-44-1111 FAX 0172-44-8619
URL <http://www.city.hirakawa.lg.jp>